

第 I 編 総 則

第 I 編 総 則

第 1 章 目 的

行橋市地域防災計画は、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、行橋市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策、及び災害復旧・復興についての事項を定め、行橋市、福岡県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、防災活動を総合的かつ効率的に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保の万全を期することを目的とする。

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 市 : 行橋市
県 : 福岡県
基 本 法 : 災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)
地 域 防 災 計 画 : 災害対策基本法第42条に基づき行橋市防災会議が作成する行橋市地域防災計画
県 地 域 防 災 計 画 : 災害対策基本法第40条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
県 地 方 本 部 : 県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部
本 部 長 : 行橋市災害対策本部長
県 本 部 長 : 福岡県災害対策本部長
県 地 方 本 部 長 : 福岡県災害対策地方本部長
消 防 本 部 : 行橋市消防本部
消 防 団 : 行橋市消防団
教 育 施 設 等 : 校区公民館、学習等供用施設、小・中学校、及びその他の附属施設等
災 害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。(災害対策基本法第2条)

第2章 計画の方針・構成

1. 基本方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の立案並びに推進にあたっては、行橋市総合計画に示される政策展開方針を基本とする。

本市の地形や災害履歴、土地利用等から見て、行橋市においては洪水等における浸水害、集中豪雨時の土砂災害の他に、地震時の震動被害や液状化被害、津波・高潮被害等の災害発生が予想される。その特徴としては、

- 市域の約 1/3 が浸水想定区域になっており、特に人口や建物、公共施設等が集中する行橋・行橋南校区等の市中心部では浸水深 1m 以上と想定されている。実際、昭和 54 年 6 月 30 日水害では、市中心部など市域の 1/3 が浸水している。
- 市中心部の浸水想定区域内では、指定避難所の多くが危険区域内に位置する形になっている。また、収容可能人員が大幅に不足する可能性がある。
- 市西部から南部にかけての山地部、市東部の蓑島・杳尾地区ではがけ崩れや土石流等の土砂災害危険箇所がやや多く存在するが、こういった地域では集落が斜面裾部に張り付くような形になっている箇所が多く、被害を受けやすい土地利用形態になっている。
- 土砂災害危険箇所が多く分布する蓑島や椿市校区では高齢化がより進んでいる。
- 蓑島校区や今元・仲津校区の海岸線では津波・高潮による被害が懸念される。
- 地盤がより軟弱である行橋・行橋北校区では、地震による液状化発生の危険性があると同時に、地震動による被害を受けやすいことが予想される。なお、この地域は人口や木造家屋等も多くなっていることから、大きな被害が生じることが懸念される。
- その範囲は局所的ではあるが、低地部では内水はん濫が随所で発生している。

等が挙げられるが、本市の総合計画では、「近年、大規模地震や局地的集中豪雨による大災害が頻繁に発生していることから、さらなる防災体制を充実強化」していくこととなっている。

したがって、本市の防災に対する基本方針は、上記の災害特性や土地利用、防災体制の現況等を考慮して次のとおりとする。

(1) 東日本大震災などの災害教訓を踏まえた大規模災害対策の充実

東日本大震災は死者・行方不明者 2 万人弱におよぶ未曾有の大災害となった。この地震では、想定規模をはるかに超える大地震と大津波により、東日本沿岸各都市は壊滅的な打撃を受けた。他方、2012 年 7 月の九州北部豪雨災害では、時間雨量 100mm/h を超える短

時間集中豪雨により、河川のはん濫による浸水、土石流、崖崩れなどの土砂災害が広域かつ同時多発的に発生し、数日間で30名近い犠牲者がでた。このように近年の自然環境の激変は災害の大規模化、広域化さらに複合化をもたらしており、もはや安全に回避できない状況となりつつある。さらに、社会環境面では本格的な少子高齢化社会の到来や都市化による地域コミュニティ崩壊等の社会構造の変化が著しく、防災の基本単位である地域の防災力を相対的に低下させつつある。

こうしたことから、本計画では東日本大震災などで得られた災害の教訓を活かした大規模災害対策について、多角的な見地から検討を進めつつ、より一層充実を図っていく。

(2) 防災まちづくり、被害の軽減・防止

1) 防災活動拠点・活動体制等の整備

住民の防災生活圏への認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上「核」となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等を積極的に支援する。

2) 防災を考慮した適正な土地利用の誘導

浸水被害や地震被害を受けるおそれのある、市街地やその周辺での無秩序なミニ開発や虫食い状の市街地形成(スプロール化)の防止、県・市の基準・要綱等に基づいた適正な開発指導などにより、災害に強いまちづくりに資する土地利用誘導を図る。

3) 市街地部での災害の防止

住民や木造家屋等が密集し、かつ広域での浸水災害や地震・津波被害を受けるおそれのある市街地部においては、オープンスペースの確保や整備をはじめ、中心市街地の再生、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の防災都市づくりを推進する。

4) 各種防災対策事業の推進

災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を推進する。

(3) 防災体制の整備

1) 防災情報の収集、伝達体制の確立及び住民への広報

洪水、浸水害など広域での被害発生が想定されることから、防災情報の収集及び伝達体制を確立し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、市内の危険箇所の把握につとめ、地域住民の置かれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。

2) 防災活動体制の整備

災害の発生及びおそれのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制等の初動体制を確立するとともに、関係部署相互の緊密な連携体制整備を推進する。

(4) 避難・被災者の救援・救護体制整備

1) 避難所・避難体制の整備

避難所自体が災害危険域内に位置する、収容人員が不足するなどの問題があるため(特に浸水害の場合)、小・中学校、校区公民館、学習等供用施設、公園空き地等の避難所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等、広域避難も考慮した避難所の検討並びに施設整備、避難体制の充実を図る。

2) 避難行動要支援者対策

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時に支援を必要とする者(以下「避難行動要支援者」という。)の地域ぐるみによる的確な把握や災害時の救助体制、避難所の周知及び誘導等、避難行動要支援者に対する防災体制の確立を図る。特に、蓑島や椿市校区など高齢者比率の高い地区での避難・救助等の体制整備を推進する。

(5) 住民の防災力向上

1) 防災意識の向上と自主的組織づくりの推進

本市では広域での災害発生が想定されるため、住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自主防災組織等による自発的な防災活動への参加を促す。

2. 計画の構成

本計画は、過去に発生した災害及び地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、次の事項について定めたものである。

行橋市地域防災計画

第I編 総則

危険箇所の現況、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱等を定める。

一般災害対策編

第II編 災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に防止するための処置についての計画を定める。

第III編 災害応急対策計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止し、または、災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の処置等についての計画を定める。

第IV編 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

地震・津波対策編

第V編 地震・津波災害予防計画

一般災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

第VI編 地震・津波災害応急対策計画

大規模災害発生時における応急的処置の対策についての計画を定める。

第VII編 地震・津波災害復旧計画

大規模災害発生時における復旧についての計画を定める。

原子力災害対策編

第VIII編 原子力災害対策計画

原子力発電所事故が発生した場合に備え、原子力災害対策計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

資料編

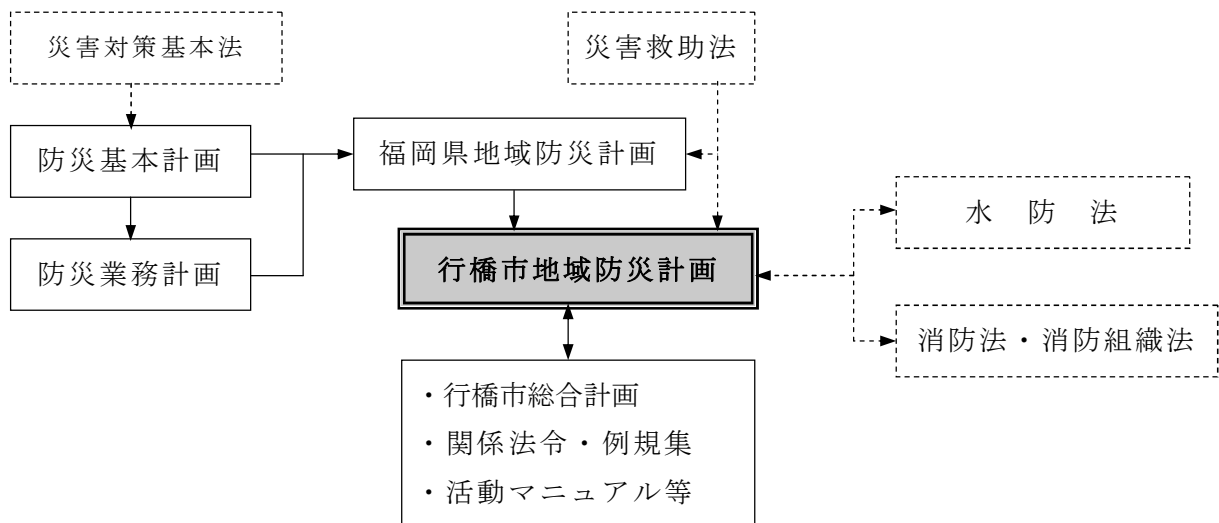
※国の防災基本計画では、中央防災会議の提言を受けて「津波災害対策編」が新設された。しかし、最新の県地域防災計画では地震・津波対策編として改編されたため、本計画も県計画と整合性をもたせる構成としている。

3. 他計画との関係

この計画は、基本法第42条に掲げる防災業務計画、県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「行橋市水防計画」と十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、市総合計画に矛盾することのない計画とする。



4. 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3章 市の概況

1. 地理的条件

1.1 位置・地勢

行橋市は福岡県の北東部、周防灘に面して位置する、面積69.83km²の市である。市域の径度・緯度は、東経130度54分～131度3分、北緯33度40分20秒～33度45分の区域である。行橋市は昭和29年10月10日、行橋町、蓑島村、今元村、仲津村、泉村、今川村、稗田村、延永村、椿市村の9ヵ町村が合併、市制を施行して成立した。

立地としては、長峡川、今川、そして祓川の河口部一帯、東は周防灘に面し、南は築上郡築上町、西は京都郡みやこ町、北は北九州市小倉南区、京都郡苅田町に接する。

行橋市の北西部境界は北九州市小倉南区に属する天然記念物、平尾台カルスト(石灰岩地帯、標高400～680m)に接しており、市の西部周辺には周防変成岩類、平尾花崗閃緑岩類が広く分布している。平尾花崗閃緑岩類の風化・浸食面上には第四紀更新統の河川堆積層が段丘地形を形成して広く分布している。

市の南部には、御所ヶ岳(246.9m)、馬ヶ岳(215.1m)、矢留岳(93.9m)とほぼ東西に連なる山地に沿って南より、真崎花崗岩類、周防変成岩類、平尾花崗閃緑岩類が分布している。平尾花崗閃緑岩類の風化・浸食面の上には更新統の段丘堆積層が分布している。

市の東端部には、ほぼ南北に蓑島、杳尾、元永の東へと続く丘陵部に周防変成岩類が分布している。また、杳尾の西半には平尾花崗閃緑岩類が、南部の靉山(121.7m)には真崎花崗岩類がそれぞれ周防変成岩類に貫入して分布している。さらに、これらの丘陵部を取り巻くように、更新統の砂礫堆積層が段丘を形成して分布している。また、長井から稲童浜にかけては、北北西から南南東方向に周防灘からの海風による砂丘としての海岸段丘(更新統)がよく発達している。この海岸段丘上には古く旧石器時代より人々が生活しており、各時代の遺跡が多く分布している。

市の北側、苅田町には、高城山(405.9m)を中心に広く周防変成岩類が分布しており、その山麓部には、更新統の砂礫層が段丘地形を形成して分布している。また、市の北側、平尾台カルストの東、苅田町には広く平尾花崗閃緑岩類が貫入分布している。

周防灘に面した蓑島、杳尾、長井、そして稲童浜にはそれぞれ漁港がある。海岸は遠浅で、潮干狩りのほか、海水浴場としても賑わいを見せている。行橋市の南端、周防灘に面した位置には、航空自衛隊築城基地があり、地形は大きく改変されている。

1.2 校区・行政区区分 【資料編* I.3.1】

本市は図1.3.1に示すように11校区に分けられており、基本的にはこれらの校区が防災単位となる。なお、これらの校区は資料編I.3.1に示す行政区に区分されている。

*資料 I.3.1 「校区別の行政区区分」

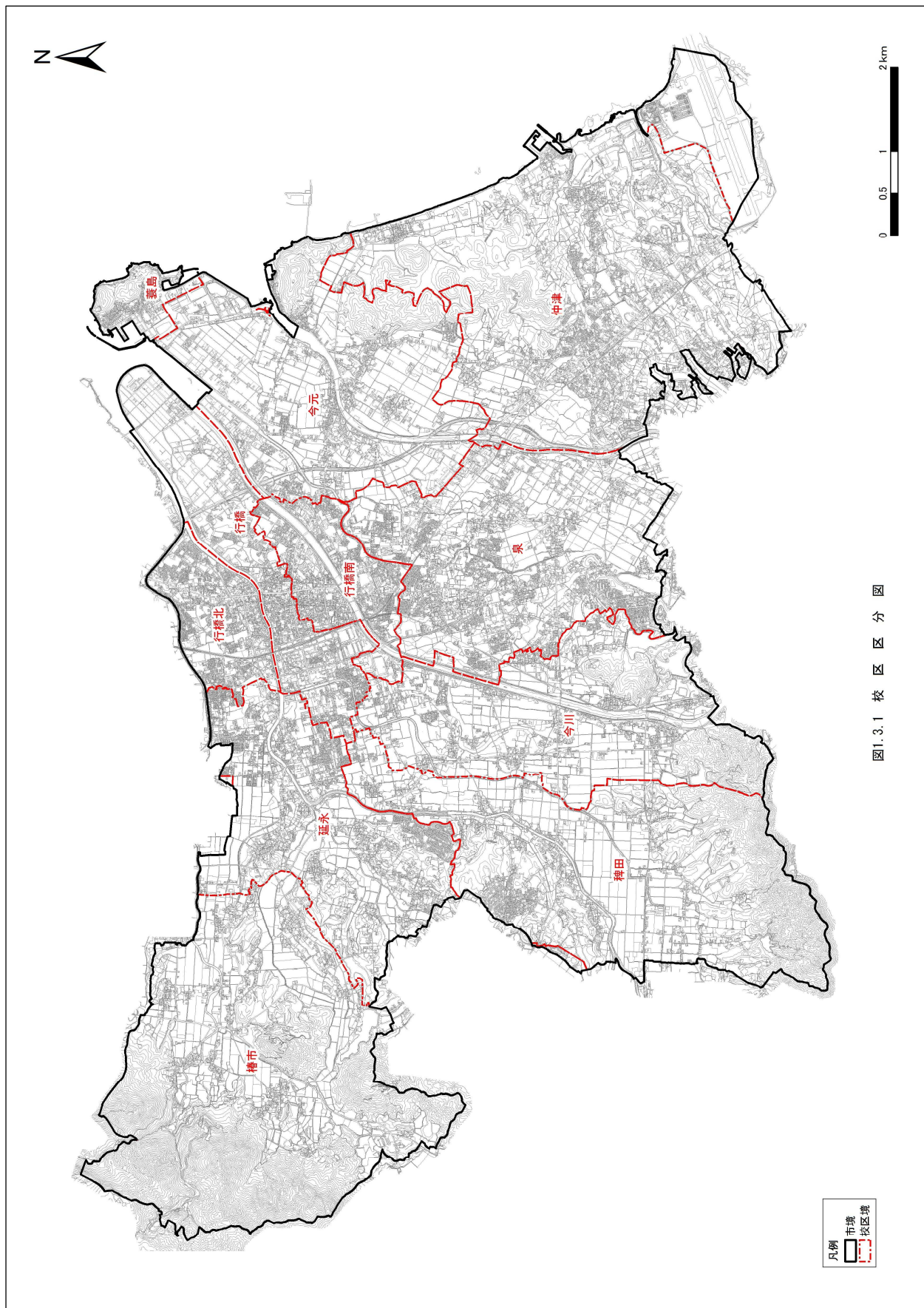


図1.3.1 校区区分図

2. 自然条件

2.1 地 形 【資料編* I.3.2】

図 1.3.2 に示すように、行橋市は、東側に周防灘を望む臨海平野である。市の北側には苅田町の中核を形成している中起伏山地で、古期岩類が分布する高城山(標高 406m)の山塊があり、また市の西端部には古期岩類よりなる塔ヶ峰(標高 396m)を始めとする山塊が連なっている。市の南端部には、古期岩類や花崗岩類等からなる山並み、即ち西より飯岳山(標高 573m)を最高峰として、ほぼ東西に御所ヶ岳(標高 247m)、馬ヶ岳(標高 215m)が連なっている。

これらの山塊に囲まれた市域内には、山側を中心に丘陵地や台地が広がっており、また臨海部には標高 10m 以下の低平地が広がっている。

一般的に考えられている地形と危険災害との関連について表 1.3.1 に示すとともに、行橋市内の地形分類図を図 1.3.2 及び資料編 I.3.2 に示す。防災面において、行橋市における要注意の地形としては、旧河道・埋立地・三角州平野・微高地が上げられるが、これらの地形が見られる校区としては、行橋・行橋南・行橋北・蓑島・今元・延永東半部が挙げられる。このほかに、仲津・泉・今川校区では局部的に旧河道地形が認められる。

*資料 I.3.2 「地形分類図」

表 1.3.1 地形区分と想定される災害との一般的な関係

地形区分		形態	想定される災害	
			風水害	
			土砂災害	河川氾濫
山地・丘陵		台地、低地以外起伏地で急傾斜または緩斜面及び山麓堆積物からなる地域	●土石流、崩壊	
変形地	崖	幅狭い尾根型斜面（自然人工を問わない）	●崩壊	
	崩壊地	山腹斜面または崖の一部が急崩落した跡地	●崩壊	
	地すべり地	基盤傾斜が比較的緩やかで、かつ地表の原型を大きく変えることなく、舌状に徐々に滑動した跡	●地すべり	
台地段丘	砂礫台地	地表が平坦な台状または段丘状の地形で、厚くかつ緩い砂礫層からなるもの	※段丘崖近くは土砂災害の可能性あり	
	土石流段丘	岩塊、泥土等が乱流状態で堆積した地形、やや扇状地に似た平面形で末端部は急斜面をなす		
山麓堆積地形（土石流堆）		山地の傾斜斜面の下方に土砂が流出して形成された岩屑からなる崩壊性の堆積地形	●土石流	
低地	自然堤防	河川の流路沿いまたは周辺に砂や粘土・シルト等の細粒分が堆積してできた帯状の微高地		河川氾濫
	谷底平野	谷底の平坦面であり、現在は河流の沖積作用がおよぶ地域		河川氾濫 内水氾濫
	後背低（湿）地	河川の沖積作用が比較的小よばなかった湖沼性起源の低湿地		内水氾濫
	旧河道	過去の河川流路の跡		河川氾濫 内水氾濫
頻水地形	湿地	元々土地の排水性が悪く、地下水位が著しく高い土地 潮の干満の影響を受け、常時陸水・海水により湛水している低地		河川氾濫 内水氾濫
人工地形	造成地（宅地、農地）	山地、丘陵地、台地など斜面を切り盛りや整地した平坦地または緩斜面地	●崩壊、地すべり	
	切土斜面	人工的に切り取られた斜面	●崩壊	
	盛土斜面	人工的に盛土された土地の斜面	●崩壊	
	盛土地	低地または凹地に土を盛り人工的に造成された土地	●崩壊	
	埋土地	湖沼や池沼、遠浅海岸、河川敷などを埋め立てた部分		

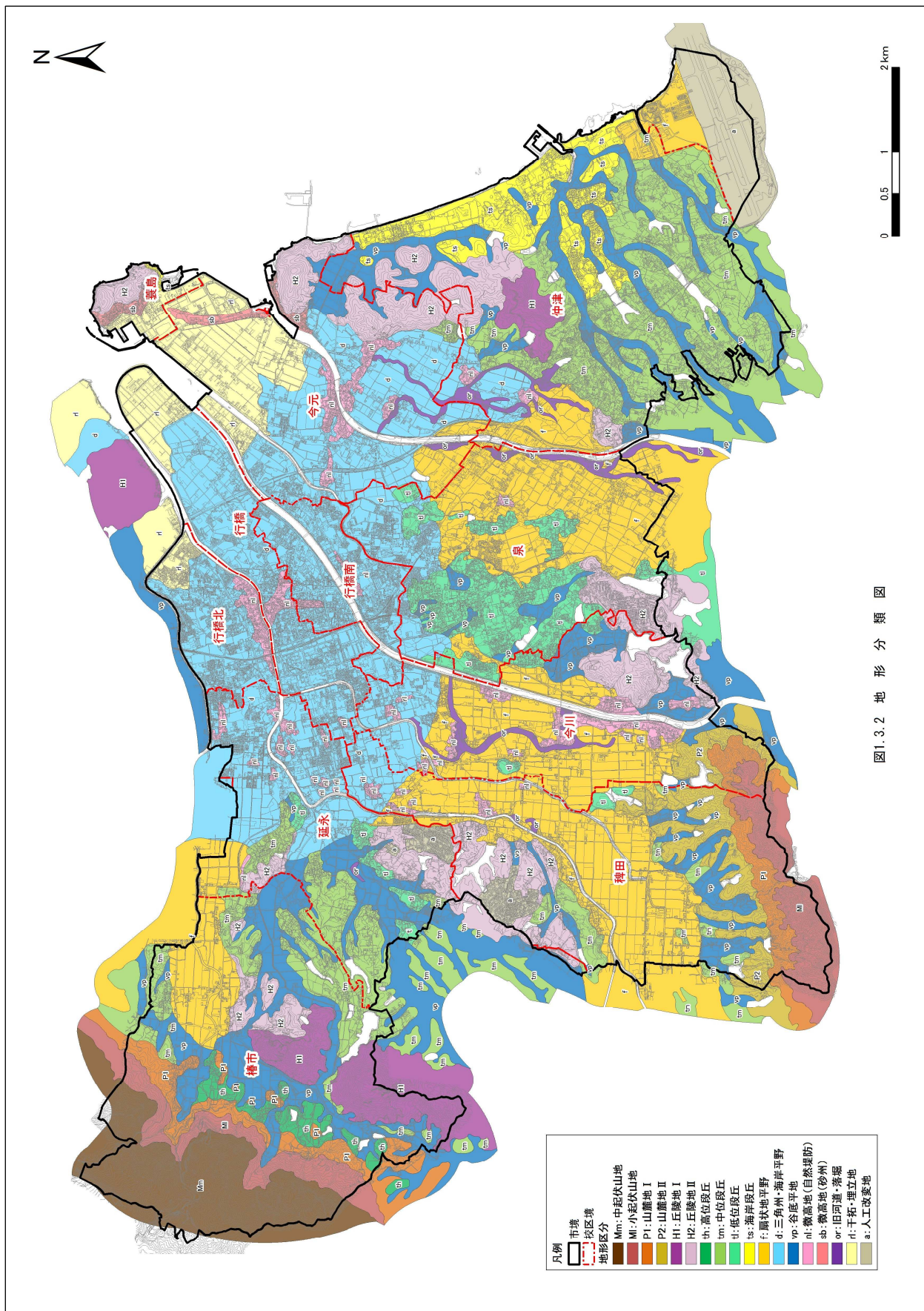


図1.3.2 地形分類図

2.2 地質 【資料編* I.3.3】

資料編に行橋市内の地質図を示すが、本市には表 1.3.2 に示す地層が分布する。各層の性状等は表中に記載しているとおりであるが、防災の面から見ての留意事項は以下のとおりである。

- ① 沖積層のうち、図 1.3.2 に示す三角州平野や埋立地、旧河道、微高地に分布する地層は特に軟弱な砂や粘土から構成されていることが多く、地震災害に対して要注意の地層である。
- ② 段丘層は、防災の面から見て全般に安定した地層として評価される。
- ③ 花崗岩類や変成岩は、新鮮岩は安定した地層として評価されるが、風化の進んだ岩盤が分布する急斜面や溪流では豪雨時に崩壊や土石流等を起こしやすい。

表 1.3.2 行橋市内に分布する地質層序表

地質時代		地層名	記号	摘 要
新生代	完新統	沖積層	al	平地部に分布する地層で、未固結の砂・粘土・砂礫等よりなる。とくに、市域東半部の本層は軟弱な地層で構成されていると考えられる。
	更新統	砂丘	s	稲童浜を中心とした海岸沿いに見られる地層で、比較的密に締まった砂よりなる。いわゆる周防灘からの風によって形成された古砂丘である。
		段丘層	tr	市西側の塔ヶ峰や南側の馬ヶ岳の山麓部や、泉校区や延永校区、仲津工区南半部に広く分布する地層で、比較的密に締まった砂礫層や砂層からなる。
中生代	白亜紀	真崎花崗岩	Mg	市南部の馬ヶ岳山塊を構成する地層で、粗粒・塊状の黒雲母花崗岩よりなる。平尾花崗閃緑岩や周防変成岩中に貫入してきた地層である。新鮮岩は、堅硬・緻密な岩盤であるが、地表では真砂化していることが多い。
		平尾花崗岩類	Hg	椿市校区の観音山や塔ヶ峰の山麓部、杳尾の丘陵地を構成する地層で、中粒・塊状の花崗岩類である。本花崗閃緑岩は中国地方に分布する花崗岩と同系統のものと考えられている。新鮮岩は堅硬・緻密な岩盤であるが、地表では褐色の真砂になっていることが多い。
	三畳紀	周防変成岩	Sm	塔ヶ峰や馬ヶ岳山山地山麓部、今元校区～仲津校区にかけての丘陵地等を構成する地層で、市域を取り巻くように分布している。黒色の泥質片岩を主体とし、砂質片岩や緑色の塩基性片岩を伴っている。花崗岩の貫入により広くホルンフェルス化(熱変成に伴う珪化作用)されており、新鮮岩は極めて堅硬・緻密である。

2.3 水系 【資料編* I.3.4、資料編* I.3.5】

市域内に発達する二級河川としては、北から小波瀬川、長峡川、今川、江尻川、祓川等があるが、これらはすべて周防灘に注いでいる。これらの河川は、市域北側及び西側の山塊を水源とする小波瀬川・長峡川の水系列と、英彦山を水源とする今川・祓川の二系列に

*資料 I.3.3 「地質図」
*資料 I.3.4 「水系図」
*資料 I.3.5 「行橋市内の河川一覧表」

分けられる。前者は比較的河川勾配が緩く、支流に富んでいるという特徴を有している。

① 小波瀬川水系

小波瀬川水系は、苅田町との境界付近を西側より東流して、最下流において長峽川に合流し、蓑島の北で周防灘に注いでいる。しかしながら、本来の小波瀬川は直接周防灘に注いでいたが、江戸期以降の干拓・埋立により現在は最下流が長峽川に合流した形になっている。

② 長峽川水系

長峽川水系は、市域西側の山塊を水源とし、また平尾花崗閃緑岩よりなる丘陵地の水を集め、井尻川等の支流を発達させて市域の中央部を東流して、蓑島の北側で周防灘に注いでいる。

③ 今川水系

今川水系は、市域の南方に位置する火山岩類より形成される英彦山(標高 1,200m)や犬ヶ岳(標高 1,131m)の山塊を源流としている河川である。今川は、市南方の犀川を経て、下流部が市の南より流入し、行橋平野を経て長峽川と同じく蓑島の北に開口している。

④ 祓川水系

祓川水系は、今川と同じく英彦山や犬ヶ岳山塊を源流とする、火山岩地帯の水を集水して発達する水系である。この祓川は南から北へほぼ直線的に流れ下っている。したがって、支流も少なく、河川勾配も他の河川に比べ急である。下流部が南側より市に流入して、蓑島の南で周防灘に注いでいる。

本川は、河川勾配の急な直線的な川であることから、粗粒な火山岩の砂・礫を多量に市域内に運び込み、今川と祓川の間に低位段丘を発達させている。

⑤ 江尻川水系

江尻川水系は、今川と祓川に挟まれた市域内の水を水源として発達した小水系である。平野内に小支流を発達させており、本川も蓑島の北で今川に沿って開口している。

以上の河川の他に、二級河川として長峽川水系の初代川と周防灘に直接注ぐ音無川があるが、初代川の流域はそのほとんどがみやこ町に属しており、また仲津校区南端部の台地中を流れる音無川も流域面積 8km² 弱の小河川である。

2.4 気 象 【資料編* I.3.6】

(1) 降水量

図 1.3.3 に「行橋観測局」(福岡管区气象台)における年間降水量の過去 10 年間の推移及び月平均降水量を示す。行橋市の年間降水量は約 1,100~2,300mm と年によりかなり変化するが、平均的には 1,700mm 前後と九州内の平均的な数値とほぼ同じである。

一方、月別の降水量は梅雨期である 6~7 月が 250mm/月以上と最も多くなっており、次いで台風シーズンである 9 月も比較的雨が多い時期と言える。逆に冬季は北西の強い季節

*資料 I.3.6 「行橋市関連の気象資料」

風の影響が少ないため、降水量が少なく、天気の良い日が多いという特徴を有している。
このことから、行橋市の気候区分は瀬戸内海型として区分されている。

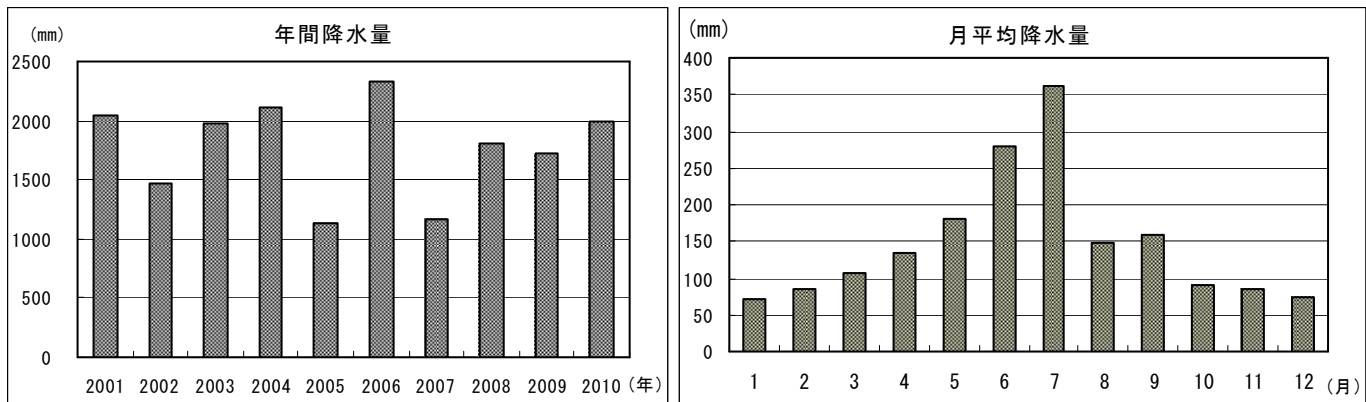


図 1.3.3 「行橋観測局」における年間降水量及び月別平均降水量

(2) 気温

資料編に「行橋観測局」における過去 10 年間の年間平均気温及び月別平均気温を示す。行橋市の年間平均気温は約 15～16° C と比較的温暖であることを示しており、月別平均気温も冬季でも 5° C 以上になっている。

(3) 風向・風速

資料編に「行橋観測局」における過去 10 年間の年間平均風速及び月別最多風向を示す。行橋市の平均風速は 1.7m/s と比較的穏やかで、かつ風向も西南西方向が最も多くなっている。また、冬に風速が強くなるなどの季節による大きな変化も認められず、瀬戸内海型としての特徴を示していると考えられる。

(4) 台風 【資料編* I.3.7】

熱帯地方で発生する低気圧を熱帯低気圧といい、北西太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、中心付近の最大風速が 17.2m/s 以上のものを台風と呼んでいる。1 年間に発生する台風は平均 27 個であるが、台風の発生・接近は 7 月～10 月の間が多くなっている。また、九州北部に接近する台風の数も平均 3.2 個と、奄美・沖縄地方等を除けば全国的に見ても多い方に属している。

また、資料編に過去 20 年間に北部九州に上陸あるいは接近した台風の経路図を示すが、福岡県や大分県など北部九州に大きな風倒木被害を与えた 1991 年の台風 19 号は、行橋市のすぐ西側を通る形になっている。

*資料 I.3.7 「北部九州に接近した台風の経路図」

2.5 行橋市周辺の活断層

(1) 行橋市域に関する活断層の情報

図1.3.4に行橋市周辺の活断層分布図を示すが、行橋市に最も近い断層は「小倉東断層」及び「福智山断層」である。これらの断層の諸元を表1.3.3に示す。



(活断層研究会(1991)：新編日本の活断層)

図 1.3.4 行橋市周辺の活断層分布図

表 1.3.3 小倉東断層及び福智山断層の諸元

震源断層名	小倉東断層	福智山断層
断層長さ	約 17km	約 20km
断層延長の方向	北北東－南南西方向	北北西－南南東方向
断層の型	右横ずれ主体、西側隆起	逆断層
断層の規模	M=6.9	M=7.0
平均的な活動間隔	約 8,500 年	約 25,000 年
最新の活動時期	約 2,200 年前	約 11,000 年前から数千年遡る期間
30 年内地震発生確率	0.005%	0.6%

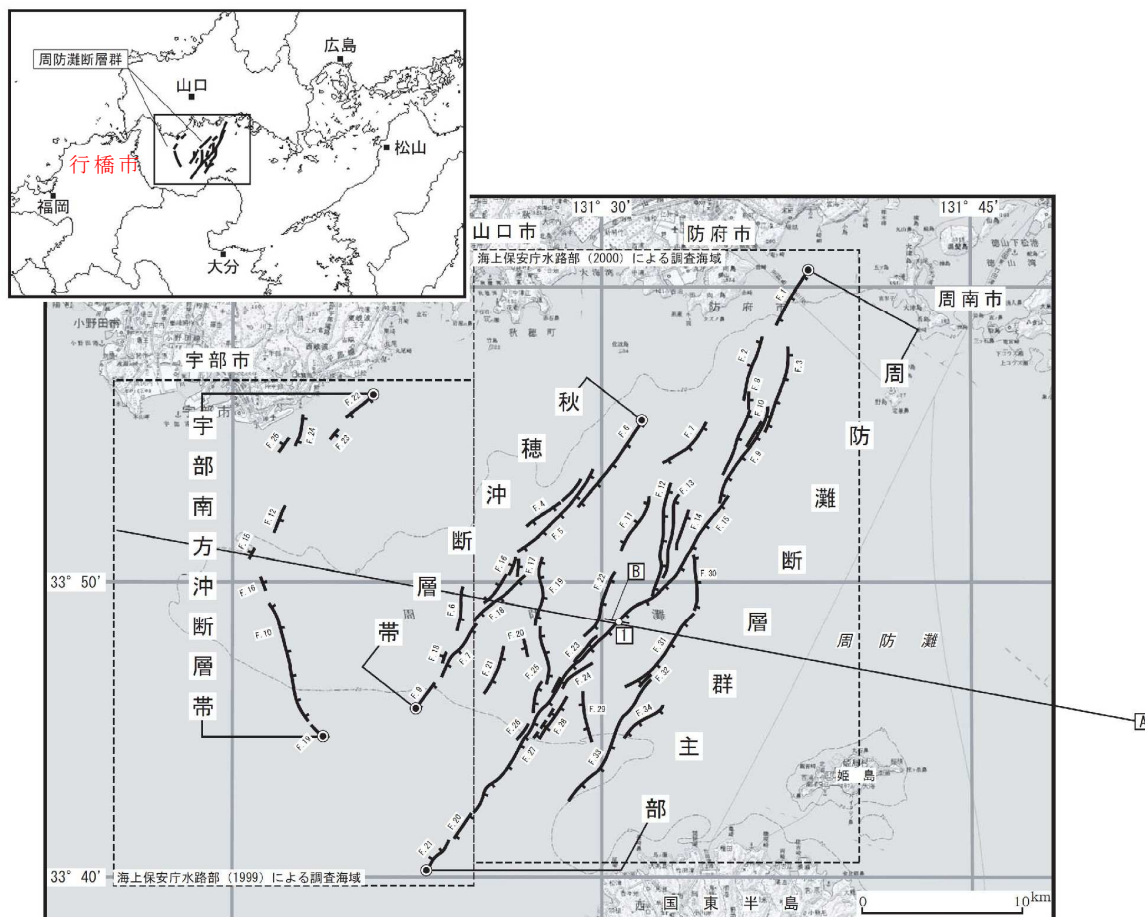
(福岡県(H24.3)：地震に関する防災アセスメント報告書)

以上の断層はすべて福岡県内の活断層を想定したものであるが、この他の行橋市に關係すると考えられる活断層として、平成 20 年 11 月 17 日に文部科学省地震調査研究推進本部から「周防灘断層群」の長期評価結果が公表されている。表 1.3.4 及び図 1.3.5 にその特性と位置を示すが、「周防灘断層群主部で今後 30 年間に地震が発生する確率は我が国では高い方に属する」という評価がなされている。

表 1.3.4 周防灘断層群の特性

起震断層帯名		周防灘断層群主部		秋穂沖断層帯		宇部南方沖断層帯	
項目		特性	信頼度	特性	信頼度	特性	信頼度
長さ		約 44 km	○	約 23 km	○	約 22 km	○
地震の規模 (M)		7.6 程度	△	7.1 程度	△	7.1 程度	△
1 回の ずれの量	上下成分	1－2m 程度	△	不明		不明	
	横ずれ成分	3－4m 程度	△	2m 程度	△	2m 程度	△
最新活動時期		約 11000 年前以後、 約 10000 年前以前	○	不明		不明	
平均活動間隔		概ね 5800－7500 年	△	不明		不明	
地震発生確率 (30 年) (2008 年 1 月 1 日時点)		2－4%	b	不明		不明	
地震後経過率		1.3－1.9		不明		不明	

(資料：文部科学省地震調査研究推進本部)



(資料：文部科学省地震調査研究推進本部)

図 1.3.5 周防灘断層群の位置

(2) 南海トラフの巨大地震（海洋型プレート地震）による影響

平成 24 年 8 月末に国の中央防災会議ワーキンググループは、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）をとりまとめて公表した。これらによると本市では 5 つの検討ケースのうち、最大となる想定震度が「震度 5 強」、また地震に伴い到達が予想される津波の最大高さは 4m (T.P. 基準；満潮位及び地殻変動を考慮した値)、津波の到達時間については、津波高が +1m となるまでの最短時間が「205 分」という結果が得られている。これらの津波に伴う市町村別の浸水想定面積については、本市域では浸水深 2m 以上 5m 未満の浸水範囲が最大で 20ha 程度と想定されている。これらの想定震度または想定津波高、浸水想定区域については、本市が太平洋岸から離れており、大きな影響は受けにくい地勢にある事を示している。

このため、本市では地震エネルギーとしては南海トラフの巨大地震による地震が大きいものの、市に近接する陸域直下型地震の方が相対的にその影響度が大きくなる結果となる。

(3) 行橋市域での地震動の予測

福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」から、本市にて最も影響を与える地震断層は、小倉東断層の北東下部となる。これらの震度分布や地表加速度について抽出・整理すると、発生確率が高いと考えられる小倉東断層北東下部の地震動として

最大震度「6弱」（ただし一部地域にて震度6強）、地表加速度「400～600gal」という結果となる。また、未知の活断層の存在を考慮し、基盤地震動を一定とした想定地震モデルの場合も、震度「6弱」、地表加速度「400～600gal」との想定規模となっている。

なお、周防灘断層帯を震源とする想定震度についてはM7.1～7.6の地震が発生した場合に市域における震度の目安は「5強」程度という資料が発表されている。

以上から、行橋市における想定震度や地表加速度としては最大で震度「6弱」、地表加速度が「400～600gal」程度の地震が想定される。

(4) 地盤条件から想定される市域の地震時における危険地

地震時の被害はその地盤条件にも左右される。表1.3.5は地盤条件から見た地震に対する一般的な判定基準である。表1.3.6に行橋市内の地形区分と地盤区分の関係を示す。

表 1.3.5 地震被害からみた地盤の判定基準

区分	精密診断における判定基準 (建設省告示第1074号(昭和27年)に準じる)	
	良い	第一種
第二種		洪積層（砂礫層、砂混じり硬質粘土層）
普通	いわゆる第三種	基準的地盤 沖積層（砂層、砂混じり粘土層、砂礫層）
悪い	いわゆる第四種	著しく軟弱 沖積層（30m以上の腐植土、泥土） 埋立地（沼地・沼海、ごみ、泥土、3m以上、30年未満）

(昭和56年改正 新耐震設計法)

表 1.3.6 行橋市内の地形区分と地盤区分の関係

地形区分	本地域で想定される主な地質	地盤区分
中起伏山地 (起伏量400～200m)	周防変成岩	I種
小起伏山地 (起伏量200m以下)	周防変成岩、真崎花崗岩	
山麓地Ⅰ (起伏量100～50m)	真崎花崗岩、平尾花崗閃緑岩	
山麓地Ⅱ (起伏量50m以下)	真崎花崗岩、周防変成岩	
丘陵地Ⅰ (起伏量200～100m)	平尾花崗閃緑岩、周防変成岩	
丘陵地Ⅱ (起伏量100m以下)	真崎花崗岩、平尾花崗閃緑岩、周防変成岩	
高位段丘 (砂礫台地90～50m)	砂礫主体、砂岩、固結シルト	II種
中位段丘 (砂礫台地30～15m)	砂礫、レキ混じり砂	
低位段丘 (砂礫台地15～10m)	砂礫、砂、阿蘇4火砕流堆積物	
海岸段丘 (砂層15～10m)	砂	III種
扇状地平野	砂礫、砂	
谷底平地	砂礫、砂、粘性土	IV種
三角州・海岸平野	砂、粘性土（軟弱地盤）	
微高地(自然堤防)	砂、粘性土（軟弱地盤）	
微高地(砂州)	砂（軟弱地盤）	
旧河道・落堀	粘性土、砂（軟弱地盤）	
干拓・埋立地	砂（軟弱地盤）	
人工改変地	—	—

3. 社会条件

3.1 人口指標 【資料編* I.3.8】

(1) 人口

図 1.3.6 に行橋市の人口推移を示すが、行橋市やその近隣市町で工場の新規立地が進んだこともあって、平成 17 年頃までは徐々に人口は増加しており、38 年前から比べると約 35% 増えている。しかしながら、近年はほぼ横ばい傾向にある。

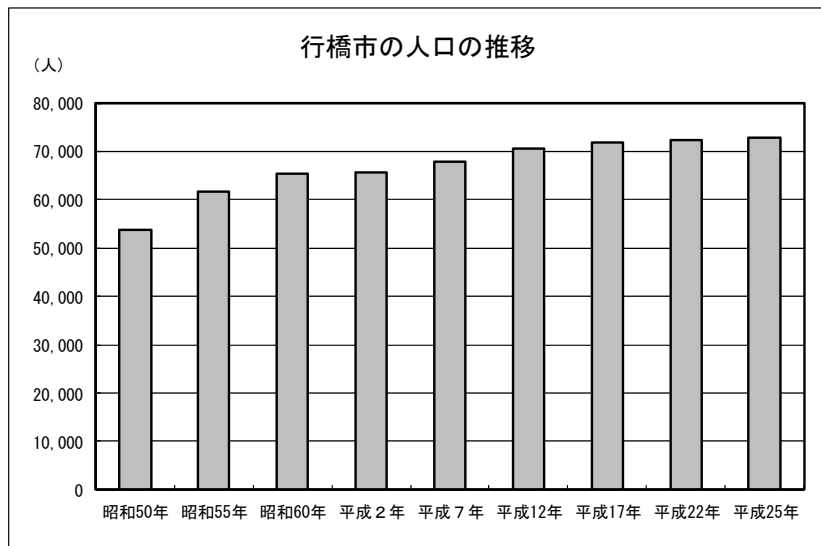


図 1.3.6 行橋市の人口推移図

校区別に見ると、図 1.3.7 に示すように市街地周辺の泉・今川・延永校区で人口が増えているが、特に大規模な宅地開発が進んでいる泉校区の増加率が際だっている。逆に、中山間地及び漁港である蓑島校区や椿市校区では人口は減少気味である。

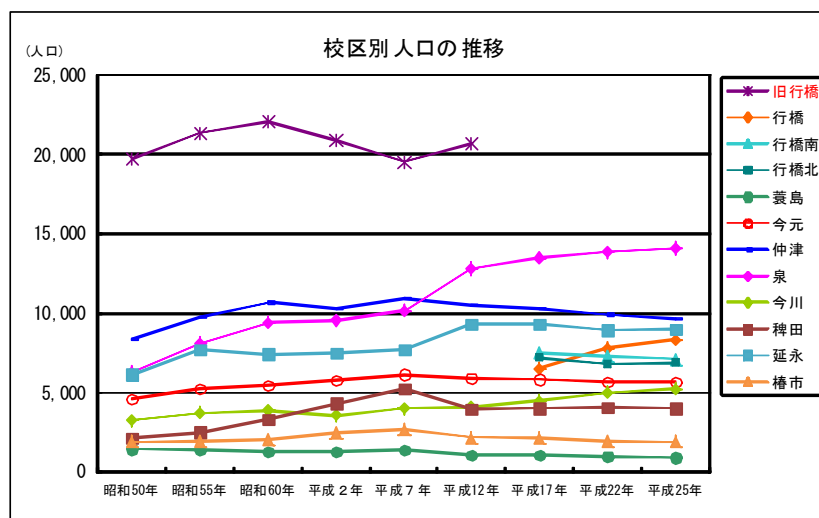


図 1.3.7 校区別の人口の推移

*資料 I.3.8 「行橋市の人口関係資料」

(2) 人口密度

表 1.3.7 に行橋市の校区別人口密度を示すが、行橋・行橋南・行橋北校区は市全体の平均値 10.4 よりかなり人口密度が高くなっており、人口密集地域になっていることを示している。一方、中山間地が多い椿市や稗田校区では人口密度はやや低くなっている。

表 1.3.7 行橋市の人口密度

校区	校区面積 (ha)	人口 (人)	人口密度 (人/ha)
行橋	352.0	8,305	23.6
行橋南	205.5	7,138	34.7
行橋北	174.5	6,900	39.5
蓑島	71.5	896	12.5
今元	789.2	5,713	7.2
仲津	1,379.2	9,644	7.0
泉	736.0	14,078	19.1
今川	674.9	5,237	7.8
稗田	916.0	3,984	4.3
延永	567.7	8,989	15.8
椿市	1,116.5	1,926	1.7
計	6,983.0	72,810	10.4

(3) 年齢別人口

図 1.3.8 に年齢別人口の推移を示すが、14歳以下の子どもが徐々に減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口の比率が大幅に増えている。

校区別の特徴をみると、図 1.3.9 に示すように蓑島及び椿市校区における高齢者人口の比率が、市全体の平均比率 25.6% に比べ特に高くなっており、一方で宅地開発が進んでいる泉校区では 15～65歳人口が突出して多くなっている。また、古くからの集落が多い仲津校区の高齢化率もやや高くなっている。

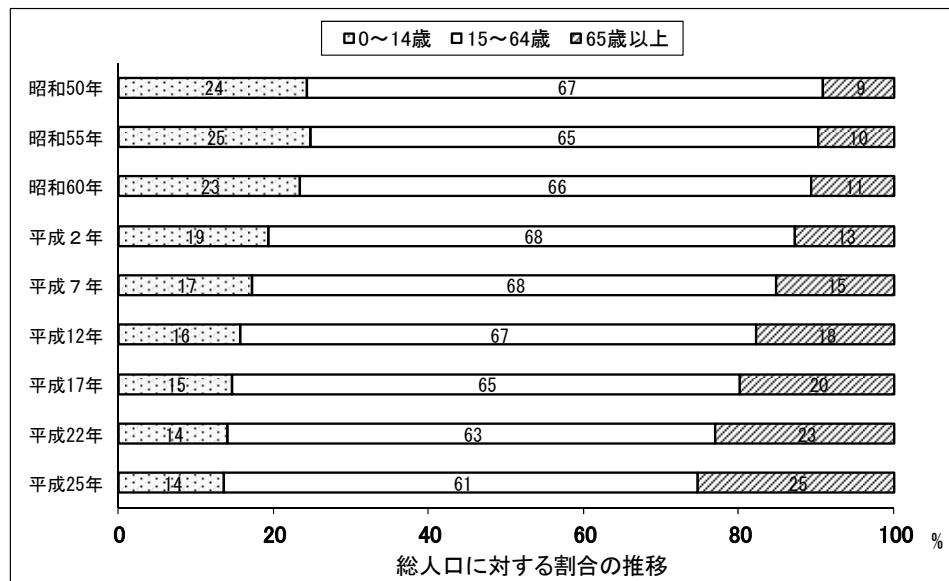


図 1.3.8 行橋市の年齢別人口の推移

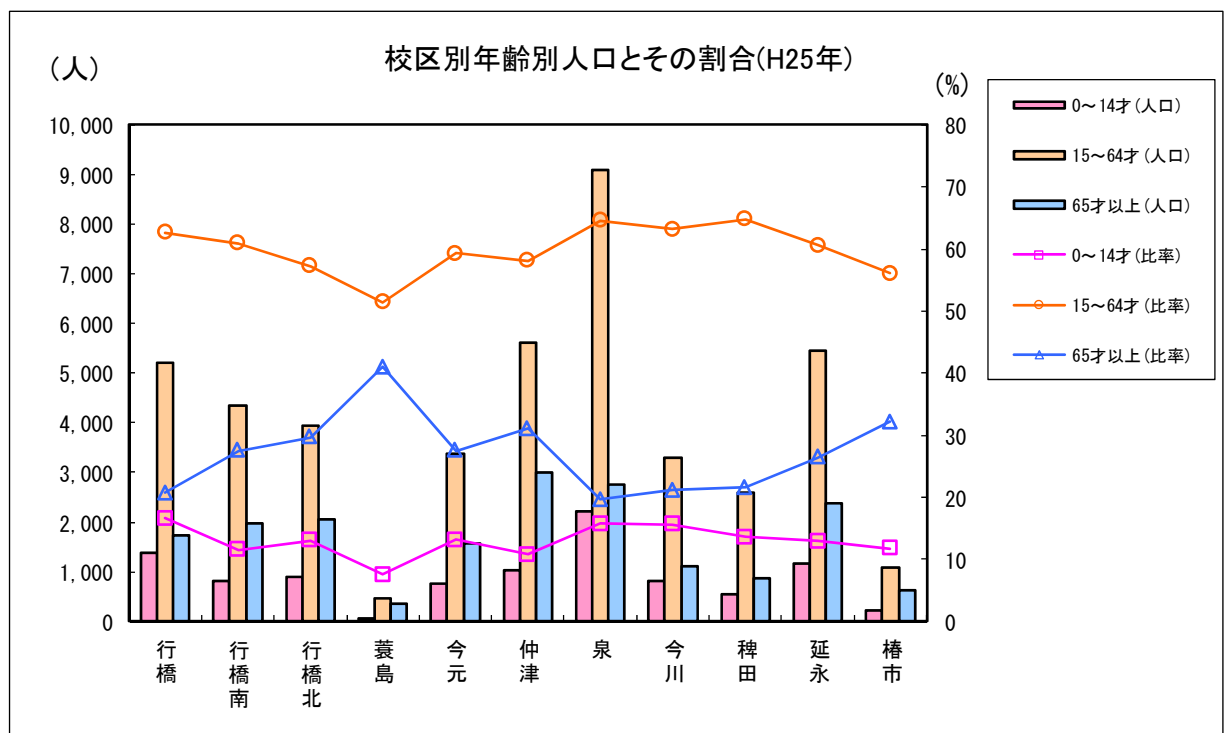


図 1.3.9 行橋市の校区別・年齢別人口の推移

3.2 産業・都市計画

図 1.3.10 に行橋市の産業別人口の推移を示す。本市では第3次産業の就業者数が最も多く(約63%)、平成12年頃まではその数が徐々に増加傾向にあったが、最近ではほぼ横ばいである。次いで、第2次産業が全体の約34%と多くなっており、農林漁業等の第1次産業は全国の傾向と同様徐々に減りつつある。

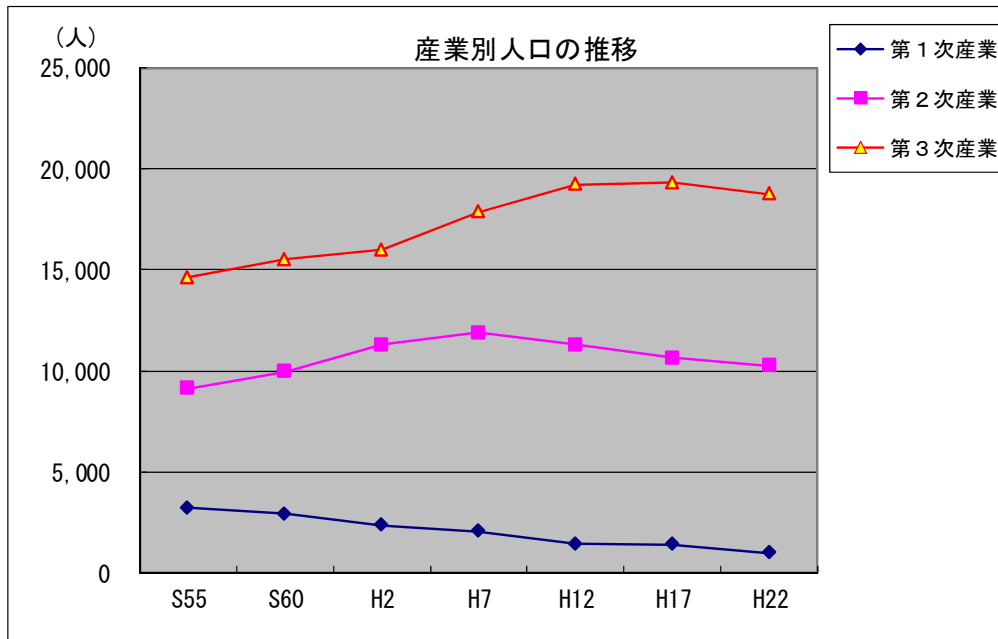


図 1.3.10 行橋市の産業別人口の推移

行橋市は全市域が都市計画法による都市計画区域として指定されており、うち 668ha (約 9.5%) が用途地域として指定されている (表 1.3.8)。しかしながら、市街化区域と市街化調整区域のいわゆる「線引き」はなされておらず、このこともあってミニ開発等の無秩序な開発が行われ、市街地周辺農地において虫食い状の市街地形成 (スプロール化) の進行が進みつつあることが懸念されている。この傾向は、総合的・計画的な防災力の向上を目指す上でも問題になる可能性がある。

表 1.3.8 行橋市の都市計画の状況

行政区域	都市計画区域		用途地域				
	面積 (ha)	比率 (%)	地域名	面積 (ha)	比率 (%)	容積率 (%)	建蔽率 (%)
6,980	6,980	100	第1種低層住居専用地域	44	6.6	100	50
			第2種低層住居専用地域	84	12.6	100	50
			第1種中高層住居専用地域	139	20.8	200	60
			第2種中高層住居専用地域	25	3.7	200	60
			第1種住居地域	209	31.3	200	60
			第2種住居地域	36	5.4	200	60
			準住居地域	10	1.5	200	60
			近隣商業地地域	32	4.8	200・300	80
			商業地域	63	9.4	400	80
			準工業地域	14	2.1	200	60
			工業地域	12	1.8	200	60
—	—	—	計	668	100	—	—

(資料：行橋市統計情報)

3.3 建物指標

表 1.3.9 に都市計画基礎調査で区分されている用途別の建物区分について示すが、行橋市内の建物のうち約 4/5 は住居系の建家である。校区毎の特徴としては、行橋北や延永、泉校区で住居系の建家比率が特に高くなっているのに対し、行橋校区では住居系の建家比率がかなり低くなっている。

表 1.3.9 行橋市の建物の用途別区分総括表

校区	用途区分別 建物数（棟）								
	住居系		商業系		工業系		その他		計
	棟数	比率（%）	棟数	比率（%）	棟数	比率（%）	棟数	比率（%）	棟数
行橋	2,653	76.0	421	12.1	170	4.9	246	7.0	3,490
行橋南	2,655	80.4	276	8.4	120	3.6	252	7.6	3,303
行橋北	2,993	89.3	148	4.4	48	1.4	162	4.8	3,351
葦島	627	83.6	27	3.6	10	1.3	86	11.5	750
今元	3,027	82.9	144	3.9	148	4.1	332	9.1	3,651
仲津	5,643	83.0	173	2.5	392	5.8	587	8.6	6,795
泉	6,177	86.8	320	4.5	219	3.1	403	5.7	7,119
今川	2,434	84.7	88	3.1	125	4.4	226	7.9	2,873
稗田	2,191	85.6	52	2.0	69	2.7	248	9.7	2,560
延永	4,307	88.6	142	2.9	142	2.9	272	5.6	4,863
椿市	1,337	77.6	24	1.4	123	7.1	238	13.8	1,722
計	34,044	84.1	1,815	4.5	1,566	3.9	3,052	7.5	40,477

（平成 22 年度都市計画基礎調査）

また、表 1.3.10 に家屋密集率及び木造家屋率を示すが、行橋南・北校区で家屋密集率が特に高くなっているほか、面積的に狭い葦島校区の密集率も平均の倍程度になっている。一方木造家屋率は、家屋密集地帯にもなっている葦島校区で最も高くなっており、その他中山間地でもある椿市・延永校区でも平均値より 10%程度高くなっている。

表 1.3.10 行橋市の校区別建物密集率及び木造家屋率

校区	木造建物数（棟）	総建物棟数（棟）	木造率（%）	建物密集率（棟/ha）
行橋	2,384	3,027	78.8	8.6
行橋南	2,936	3,441	85.3	16.7
行橋北	2,764	3,092	89.4	17.7
葦島	714	736	97.0	10.3
今元	2,710	3,265	83.0	4.1
仲津	4,308	6,359	67.7	4.6
泉	4,579	5,433	84.3	7.4
今川	2,161	2,371	91.1	3.5
稗田	1,899	2,078	91.4	2.3
延永	4,028	4,266	94.4	7.5
椿市	1,597	1,701	93.9	1.5
総数	30,080	35,769	84.1	5.1

3.4 土地利用状況

(1) 現況 【資料編* I.3.9】

表 1.3.11 に行橋市の土地利用状況を示すが、本市では田畑としての利用が約 1/3 と最も多くなっている。しかしながら、田畑の利用面積は徐々に減りつつあり、一方で人口増に伴う宅地としての利用が増えている。一部では、ミニ開発による無秩序な農用地の転用が進み、宅地開発による市街地のスプロール化が進行するなど、商業地を取り巻く形で住宅地が広がっている。そのため、市では「行橋市国土利用計画」に基づき、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組み合わせによる、調和ある土地利用を進めていくこととしている。

表 1.3.11 行橋市の土地利用状況

区 分	平成15年		平成20年		平成25年	
	面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)
田	22,170,137	31.7	21,161,538	30.3	20,356,266	29.2
畑	3,504,690	5.0	3,401,347	4.9	3,375,074	4.8
宅地	11,313,472	16.2	11,836,176	16.9	12,269,679	17.6
原野	1,230,864	1.8	1,159,574	1.7	1,145,016	1.6
山林	9,743,498	14.0	9,643,665	13.8	9,539,543	13.7
雑種地	1,921,791	2.8	1,928,959	2.8	1,803,533	2.6
その他	6,037,838	8.6	5,803,786	8.3	5,594,171	8.0
非課税地(公有地等)	13,907,710	19.9	14,894,955	21.3	15,746,718	22.6
計	69,830,000	100.0	69,830,000	100.0	69,830,000	100.0

(資料：税務課)

(2) 土地利用の変遷 【資料編* I.3.10】

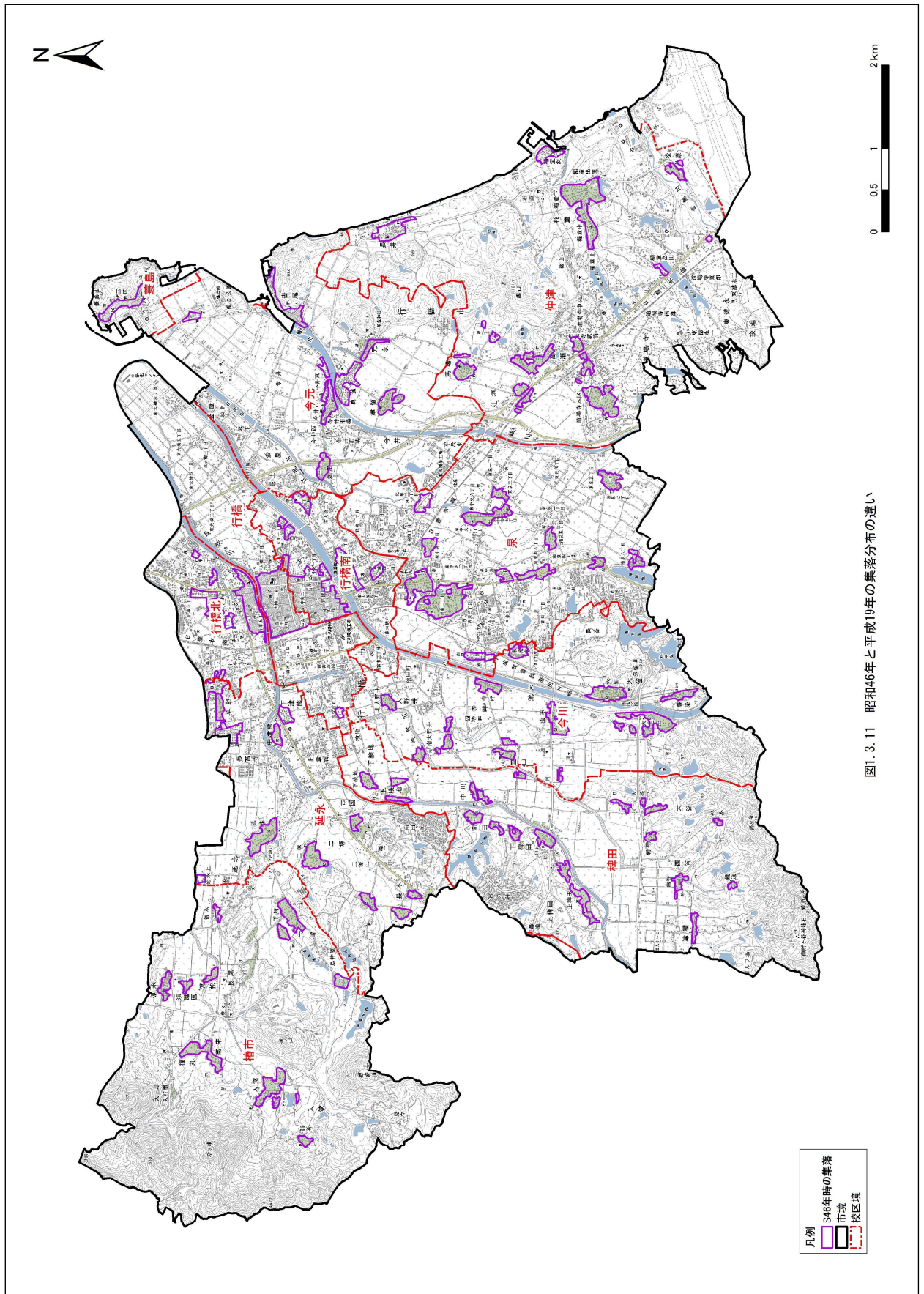
資料編に昭和 26 年・昭和 46 年・平成 19 年発行の 1/25,000 地形図を用いて検討した行橋市の土地利用、特に防災に関係する宅地等の変遷を示している。行橋校区周辺の市中央部では昭和 46 年以降急激に住家が増えており、前述のスプロール化の進行を裏付ける結果となっている。また、市南部では、南泉や稗田、前田などで大規模な宅地造成がなされていることが特徴的である。一方、市西部の椿市校区では顕著な土地利用の変化は認められない。

図 1.3.11 は、土地利用のうち特に集落分布の変遷を見るため、昭和 46 年時の主要集落位置を発行年度が最新となる平成 19 年の地形図に記入したものである。この図からも、上述した行橋校区を中心とした市街地を取り巻く形で宅地が大幅に増えていることがわかる。

この宅地が増えている地区は、地形的に浸水被害を受けやすいエリアであり、また地質的にも軟弱な地盤がやや卓越することから液状化など地震被害を受けやすくなっており、防災の観点から見て問題のある土地利用の変化になっていると言える。

*資料 I.3.9 「土地利用図」

*資料 I.3.10 「土地利用変遷図」



3.5 都市公園 【資料編* I.3.11】

行橋市の公園としては、表 1.3.12 に示すように総合公園・都市緑地・街区公園の3種類があるが、街区公園や都市緑地にはその面積が 2,000m² 以下のものが半数以上存在し、地震災害時の避難所としてはあまり適していないと考えられるものも多い。地震時の避難所として適していると考えられる公園としては、行橋総合公園・八景山1号公園・八景山緑地2号・行事さくら公園・野鳥公園等が挙げられるが、行橋総合公園は地震時に津波の被害を受けるおそれがあるとともに、最も被害の出やすい行橋校区周辺の市街地部に適当な公園が見あたらないといった問題もある。

表 1.3.12 行橋市の都市公園一覧表

(H25.4)

No.	公園種目	公園名	面積 (ha)	No.	公園種目	公園名	面積 (ha)
1	街区公園	神田町公園	0.09	17	街区公園	大橋公園	0.31
2	街区公園	上宮市公園	0.22	18	街区公園	桜町公園	0.13
3	街区公園	辰公園	0.10	19	街区公園	中央公園	0.14
4	街区公園	長浜公園	0.20	20	街区公園	行事さくら公園	0.91
5	街区公園	今井公園	0.17	21	街区公園	こすもす公園	0.10
6	街区公園	今元公園	0.34	22	街区公園	ひまわり公園	0.14
7	街区公園	草野公園	0.11	23	街区公園	さくら公園	0.20
8	総合公園	行橋総合公園	18.25	24	街区公園	もくせい公園	0.16
9	街区公園	前田ヶ丘中央公園	0.38	25	街区公園	野鳥公園	0.64
10	街区公園	元永公園	0.14	26	街区公園	行事花園公園	0.14
11	街区公園	わんぱく三共公園	0.12	27	街区公園	ふんすい公園	0.28
12	街区公園	八景山1号公園	0.71	28	街区公園	井尻川公園	0.32
13	街区公園	八景山2号公園	0.26	29	街区公園	稲童公園	0.32
14	都市緑地	八景山緑地1号	0.19	30	街区公園	ふれあい公園	0.28
15	都市緑地	八景山緑地2号	0.78	31	街区公園	井尻川さくら公園	0.43
16	街区公園	モニュメントの森公園	0.51	32	街区公園	今川河畔公園	0.20
計							27.27

*資料 I.3.11 「都市公園位置図」

第4章 災害の想定

第1節 既往災害の事例

1. 風水害 【資料編* I.4.1、資料編* I.4.2】

行橋市を始めとする福岡県における大雨の気象要因は、梅雨前線によるものがほとんどであり、

- 1) 梅雨前線が対馬海峡または九州北部付近にあって、梅雨前線上を次々に低気圧が通過するとき
- 2) 梅雨前線が九州付近で南北にゆっくり移動を繰り返し、特に福岡県を南下するとき
- 3) 福岡県付近に前線が停滞し、九州の南海上に台風や熱帯低気圧があるとき

に大雨が降ることが多い。

一般に、降り始めからの降水量が 100mm を超えるときや1時間に 30mm を超す激しい雨が降ると、中小河川の増水やはん濫、低平地での内水はん濫による浸水、冠水が発生して、床上・床下浸水や交通障害などの災害が起こりやすくなる。また、地盤の弱い急傾斜地や溪床の勾配が大きい危険溪流などでは降り始めからの降雨量が 200mm を超えたときや1時間に 50mm を超す非常に激しい雨が降るときは大きな土砂災害の発生する危険性が高まり、降雨の状況には災害を回避する意味でも厳重に警戒する必要がある。特に近年では地球温暖化等から「極端現象*」と呼ばれる異常気象が頻発傾向にあり、図 1.4.1 に示すように時間雨量 50mm～100mm を超える短時間の集中豪雨が発生する「ゲリラ豪雨」に伴った激甚な災害も多発している。

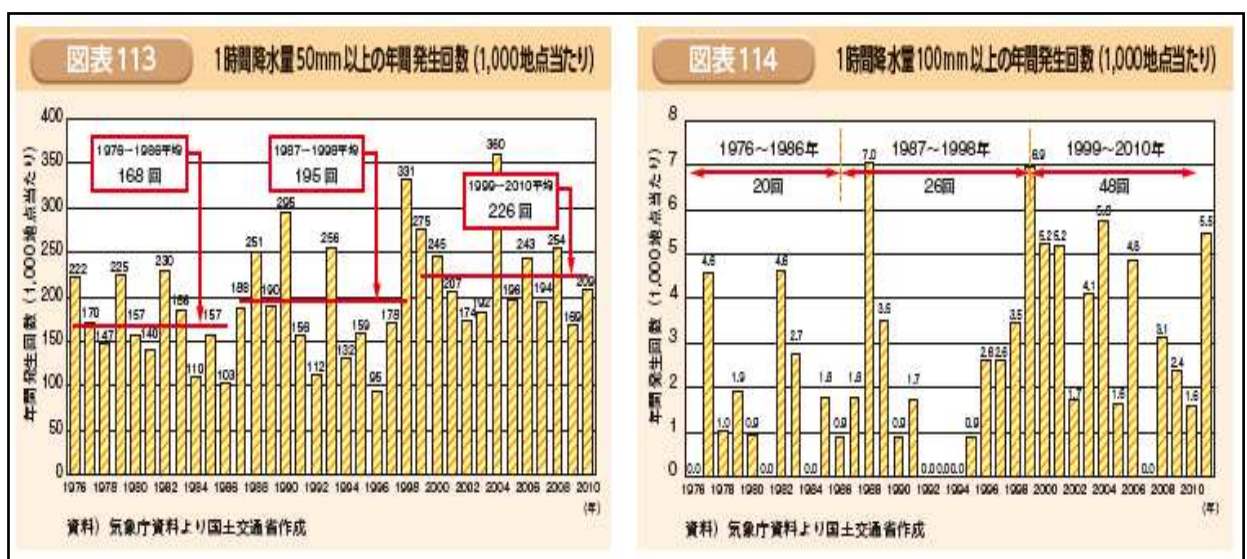


図 1.4.1 極端現象に伴う短時間豪雨の頻発傾向（出典：国土交通省白書 2012 第 2 章）

*資料 I.4.1 「主要災害の概況」

*資料 I.4.2 「過去の水害における浸水区域」

【第I編 総則】

第4章 第1節 既往災害の事例

※極端現象：強い降雨の強度増加、平均海面水位上昇による沿岸域での極端な高潮増加、熱帯低気圧の風速、発生数、持続期間の変化等の気候変動と極端な気象・気候現象。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）（平成23年）で「気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書」にて示された。

他方、近年の都市化に伴い、道路の舗装や下水道の整備が進んだことで市域の雨水排水機能は全体に向上したものの、土地の保水力が低下しているため、従来では災害の起こらなかった程度の雨でも局所的ではあるが、内水はん濫や低地冠水による浸水等を誘発しやすくしている傾向も伺える。

なお、我が国の社会資本（インフラ）整備は、近年多発しつつある「極端現象」を施設の計画規模にはしていない形で整備されているために、機能面では災害抑止・抑制機能が近年の降雨環境変化に対して相対的に不足しはじめているケースも散見されている。

また、福岡県北部地域に大雨に伴い被害をもたらす降雨は表1.4.1のように整理される。

これによると本市を含む県北部地域にて被害をもたらす気象状況は、6月末～7月上旬の梅雨前線の活動に伴う集中豪雨並びに8月期から10月期を中心に接近あるいは上陸する台風に伴う豪雨によるケースが多い。また、特に近年では九州南東海上で発生した熱帯低気圧が勢力を保持したまま北上し、西日本に停滞する前線を刺激し局所的な集中豪雨を誘発して大災害をもたらすケースが発生している。これらから、本市では梅雨末期や秋雨前線期などで福岡県北部に前線が停滞し、これに台風や熱帯低気圧の北上が重なるなど、暖かく湿った空気が断続的に流入する湿舌現象が発生した場合等に集中豪雨が発生しやすく災害発生の危険性が増すものと考えられる。

表 1.4.1 平成10年以降に北部九州地域に被害を与えた気象

北部九州地域に被害を与えた気象	年	期間	被害の概要
平成24年7月九州北部豪雨	平成24年 (2012年)	7月11日～7月14日	九州北部を中心に大雨。
低気圧による暴風・高波		4月3日～4月5日	西日本から北日本にかけての広い範囲で、記録的な暴風。
台風第15号による暴風・大雨	平成23年 (2011年)	9月15日～9月22日	西日本から北日本にかけての広い範囲で、暴風や記録的な大雨。
梅雨前線による大雨	平成22年 (2010年)	7月10日～7月16日	西日本から東日本にかけて大雨。
平成21年7月中国・九州北部豪雨	平成21年 (2009年)	7月19日～7月26日	九州北部・中国・四国地方などで大雨。
大気の状態不安定による大雨	平成20年 (2008年)	8月4日～8月9日	関東甲信・東海・近畿・四国・九州地方を中心に大雨。
台風第4号と梅雨前線による大雨と暴風	平成19年 (2007年)	7月1日～7月17日	沖縄から東北南部の太平洋側にかけての広い範囲で大雨。
			沖縄、西日本の太平洋側と伊豆諸島で暴風。
低気圧による暴風と大雨	平成18年 (2006年)	10月4日～10月9日	近畿から北海道にかけて暴風や大雨。 各地で海難事故や山岳遭難が発生。
台風第13号		9月15日～9月20日	沖縄地方、九州地方、中国地方で暴風、大雨。 宮崎県では竜巻により死者が発生。
平成18年7月豪雨		7月15日～7月24日	長野県、鹿児島県を中心に九州、山陰、近畿、北陸地方の広い範囲で大雨。
梅雨前線による大雨		6月21日～6月28日	熊本県を中心に西日本で大雨。
台風第14号、前線	平成17年 (2005年)	9月3日～9月8日	九州・四国・中国地方で長時間にわたる暴風雨、高波。 4日夜、東京都と埼玉県で局地的に1時間に100ミリを超える猛烈な雨。
梅雨前線による大雨		7月8日～7月10日	九州地方や東海地方で激しい雨。
梅雨前線による大雨		7月1日～7月6日	西日本と中部地方で記録的な大雨。
台風第23号、前線	平成16年 (2004年)	10月18日～10月21日	広い範囲で大雨。 土砂崩れや浸水等により甚大な被害。
台風第18号		9月4日～9月8日	沖縄地方から北海道地方にかけて、各地で猛烈な風。 広島で最大瞬間風速60.2m/s、札幌で50.2m/s。
台風第16号		8月27日～8月31日	高松港、宇野港などで観測開始以来最も高い潮位を観測。 瀬戸内中心に高潮被害顕著。
台風第10号		8月7日～8月10日	日本列島を縦断。全国で大雨、西日本で暴風。 室戸岬で最大瞬間風速69.2m/s。
前線、低気圧	平成15年 (2003年)	7月18日～7月21日	梅雨前線が日本海に停滞。 九州北部で1時間50mmを超える非常に激しい雨。
梅雨前線	平成13年 (2001年)	7月11日～7月13日	梅雨前線が日本海に停滞。九州北部で1時間50mmを超える非常に激しい雨。
台風第18号	平成11年 (1999年)	9月21日～9月25日	熊本県に上陸。熊本県で顕著な高潮被害。 南西諸島・九州・中国地方で猛烈な風、中部地方で大雨、愛知県で竜巻発生。
梅雨前線、低気圧		6月23日～7月3日	西日本で激しい雨。福岡市で地下街に浸水害、広島県で土砂災害。
前線、台風第10号	平成10年 (1998年)	10月15日～10月18日	九州南部に上陸、西日本縦断。和歌山で最大瞬間風速53.8m/s。

(出典：気象庁HP、ただし過去災害履歴データから北部九州地域に関する災害履歴を抽出して再整理)

1.1 浸水害

表 1.4.2 及び図 1.4.2 に行橋市で発生した主な風水害の状況を示すが、行橋市では台風や集中豪雨に伴う浸水害が多発している。特に、昭和 54 年 6 月 30 日には、小波瀬川や長峡川のはん濫により、市の中心部など市域の約 1/3 の範囲が浸水するという大洪水が起きている。昭和 45 年以前にも、市全域で度々浸水害が発生している。近年は河川整備に伴い大きな洪水はん濫は発生していないが、集中豪雨では道路冠水、床上床下浸水等の浸水被害が発生している。

1.2 土砂災害

土砂災害としては、昭和 25 年 9 月のキジア台風の時に家屋全半壊を伴うような土砂災害が発生しているようであるが、正確な記録は残っていない。

表1.4.2 行橋市における主な既往災害一覧表

発生日年月日	原因	災害形態	被災箇所	被害概要	備考
S25.9.13	キジア台風	河川はん濫 高潮ほか	行橋町、今元村、荻田町、小波瀬村、菟島村、伊良原村ほか	家屋全壊34戸、家屋流出8戸、家屋半壊127戸、床上浸水768戸、床下浸水1233戸ほか	
S26.4.23 14:40頃	強風(北風)	大火	今元村沓尾	消失56棟、被災者261名	
S46.7.22	集中豪雨	浸水	不明	床下浸水20棟	
S46.8.5	台風19号	風害	不明	一部破損20棟	最大瞬間風速26.5m/s
S47.6.22	集中豪雨	浸水	不明	床上浸水10棟、床下浸水249棟	
S47.7.9~7.13	集中豪雨	浸水	不明	半壊2棟、一部破損4棟、床上浸水154棟、床下浸水1,260棟	
S48.6.26~6.27	集中豪雨	浸水	不明	床上浸水4棟、床下浸水120棟	
S49.7.15~7.17	集中豪雨	浸水	不明	床上浸水1棟、床下浸水1棟	
S51.9.10~9.13	台風19号	浸水	不明	床下浸水64棟	
S54.6.26~6.30 (6.30水害)	集中豪雨	河川はん濫	長狭川・小波瀬川・井尻川流域 (浸水区域図参照)	死者1名、家屋全壊2棟(菟島・上稗田)、家屋半壊1棟(菟島)、床上浸水2,290棟、床下浸水5,571棟、田畑流出・埋没100ha、田畑冠水1,978ha、がけ崩れ34箇所ほか	
S55.7.1~7.11	集中豪雨	浸水	不明	半壊1棟、床下浸水205棟	
S55.8.28~8.30	集中豪雨	浸水	不明	一部破損1棟、床上浸水2棟、床下浸水95棟	
S55.9.10~9.11	台風13号	浸水	不明	床下浸水18棟	
S60.6.25~6.28	集中豪雨	がけ崩れ 内水はん濫	市全域	床下浸水35戸(行橋校区8戸・延永校区23戸ほか)、山崩れ6箇所(菟島・今元・稗田校区)、がけ崩れ3箇所(稗田・椿市校区)ほか	
H3.9.27	台風19号	風害	市全域	軽傷6名、住家全壊10棟、住家半壊33棟、住家一部破損9,135棟、公共建物被害60棟、文教施設被害119箇所ほか	
H5.9.3~9.4	台風13号	内水はん濫	菟島、沓尾ほか	床下浸水5棟(沓尾)、菟島漁港護岸崩壊ほか	
H10.6.21	集中豪雨	内水はん濫	元永178~186付近	県道元永高瀬線冠水及び床下浸水10棟、東流末市営住宅にて床下浸水1棟	
H13.5.15~5.16	集中豪雨	内水はん濫	仲津、今川、稗田校区	床下浸水(道場寺本区、矢留)、堤防崩壊(西谷)、道路冠水(門樋町6-7、新田原駅裏、平島ほか)	
H14.5.15~5.16	集中豪雨	内水はん濫 ため池溢水	延永・泉校区	道路冠水(長音寺橋付近、長養池)	
H15.7.11	大雨	内水はん濫	行橋・仲津・泉・稗田校区	床上浸水1戸(道場寺南部)、床下浸水(神田町11件、道場寺南部1件、西泉1丁目1件、下稗田2件)、道路冠水	
H15.7.18~7.19	集中豪雨	内水はん濫	行橋・仲津・泉・稗田・延永校区	床上浸水1件(道場寺南部)、床下浸水(神田町5件・南大橋6丁目2件・道場寺南部5件・西泉2丁目2件・前田6件・下稗田2件・吉国1件・中津熊1件)	
H16.6.26	集中豪雨	内水はん濫	行橋・泉・稗田校区ほか	床下浸水4件(神田町・行事6丁目・西泉2丁目・下稗田)	
H16.10.20	台風23号	がけ崩れ 内水はん濫	稗田・泉・中津校区	がけ崩れ1箇所(大谷)、道路冠水4箇所	
H17.9.6	台風14号	高潮 内水はん濫	稲童浜・沓尾・東徳永	高潮による床下浸水7箇所(稲童浜)、道路冠水2箇所ほか	
H19.8.2~8.3	台風5号	内水はん濫	稲童浜	床下浸水3件	
H21.7.24~26	集中豪雨	がけ崩れ 内水はん濫	入覚ほか	床上浸水1件、床下浸水4件、がけ崩れ1件、道路冠水8箇所	1時間最大雨量65mm (行橋市観測史上最大)
H22.7.12~15	集中豪雨	がけ崩れ 内水はん濫	入覚・菟島ほか	床上浸水1件、床下浸水4件、がけ崩れ14件、道路冠水14箇所、農業用施設の被災55箇所	
H24.7.13~14	集中豪雨	がけ崩れ 内水はん濫	仲津、今川校区ほか	床上浸水1件、床下浸水31件、がけ崩れ1件、道路冠水32箇所	

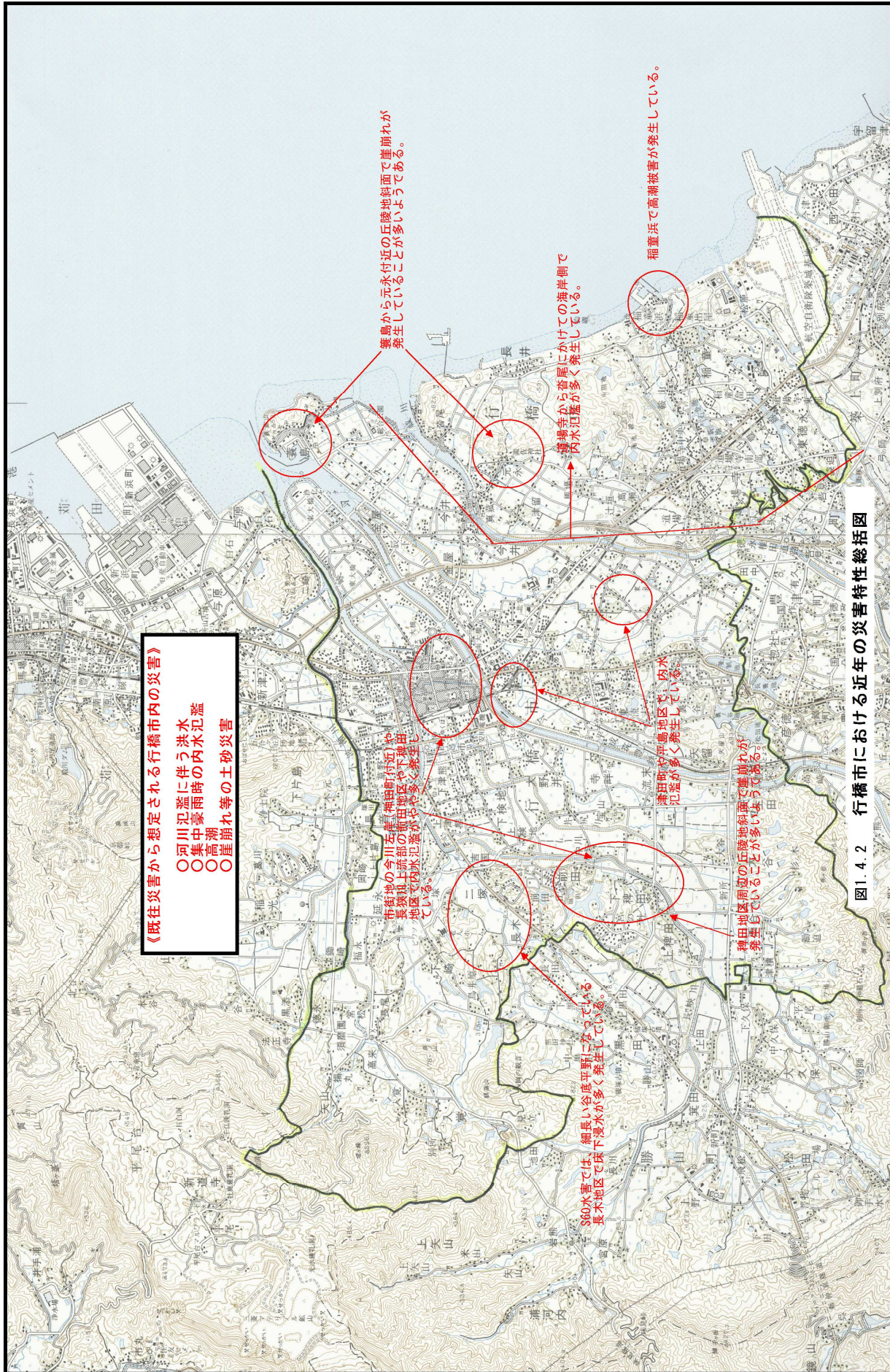


図1.4.2 行橋市における近年の災害特性総括図

1.3 昭和54年6月30日水害時の降雨状況

図1.4.3～図1.4.4に昭和54年6月30日水害時の日雨量及び時間の推移を示すが、雨は6月26日の夕刻から降り始め、6月27日までに約260mmの雨が降っている。6月28・29日には一旦雨は小降りになったが、6月30日に入ると時間雨量20mm以上の強い雨が約8時間程度続き、河川のはん濫を引き起こす結果となっている。降り始めからの累積雨量は約600mmに達している。

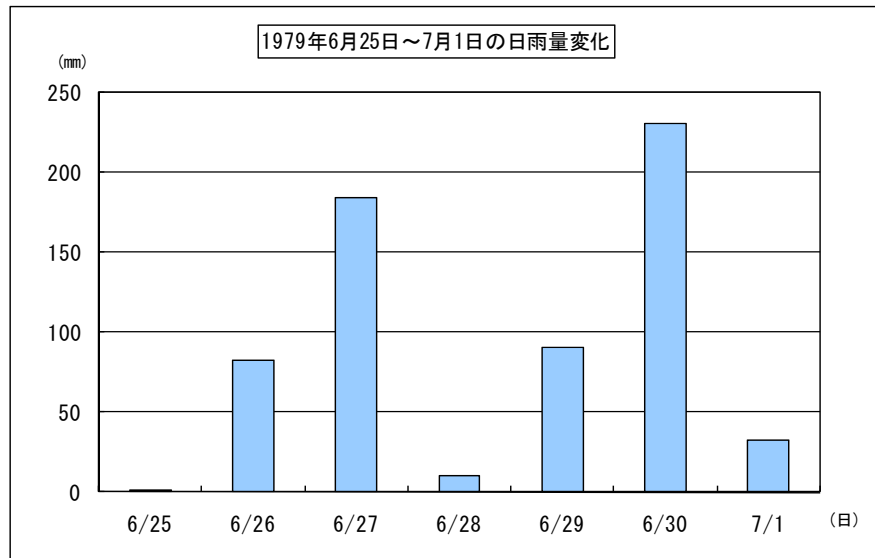


図 1.4.3 昭和54年6月30日水害時の日雨量の推移

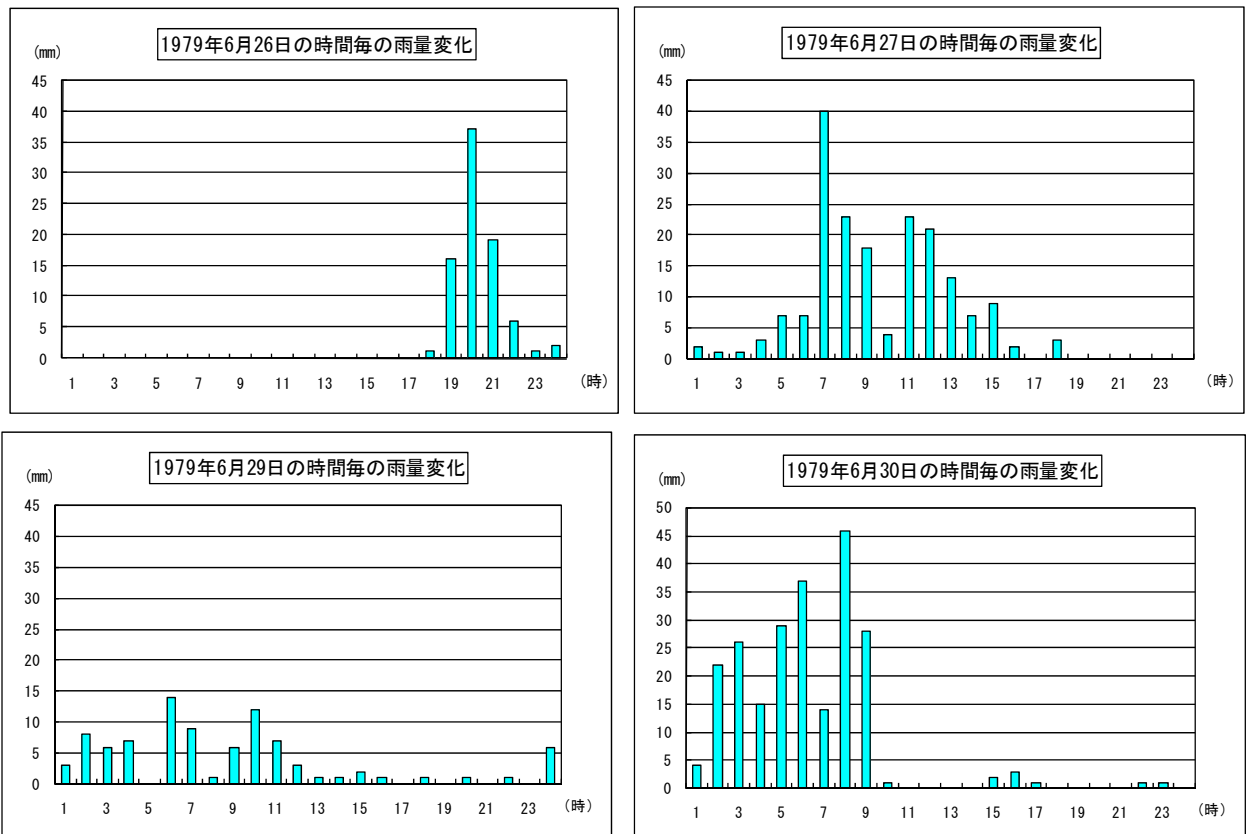


図 1.4.4 昭和54年6月30日水害時の時間雨量の推移

1.4 高潮災害

一般に台風や低気圧の接近等で気圧が下がると海面は盛り上がる(吸い上げ効果)。また、強風が湾の奥に向かって長時間吹き付けると海水が吹き寄せられ湾内の海面はさらに上昇する(吹き寄せ効果)。高潮災害とはこれらの効果により海面が上昇し、陸地に浸水して被害を発生させることをいう。

高潮災害の発生状況を台風の経路別にみると、台風が福岡県の西を通る場合には南よりの風の吹き寄せ効果により有明海沿岸で、また東側を通過する場合は玄界灘沿岸では北よりの風の吹き寄せ効果により、周防灘沿岸では東よりの風の吹き寄せ効果で、それぞれ高潮の発生するおそれがあると言われている。

図1.4.5に示すように、周防灘でも過去の台風時に高潮が時々起きており、平成7年9月には行橋市内の稲童浜で高潮による浸水被害が発生している。

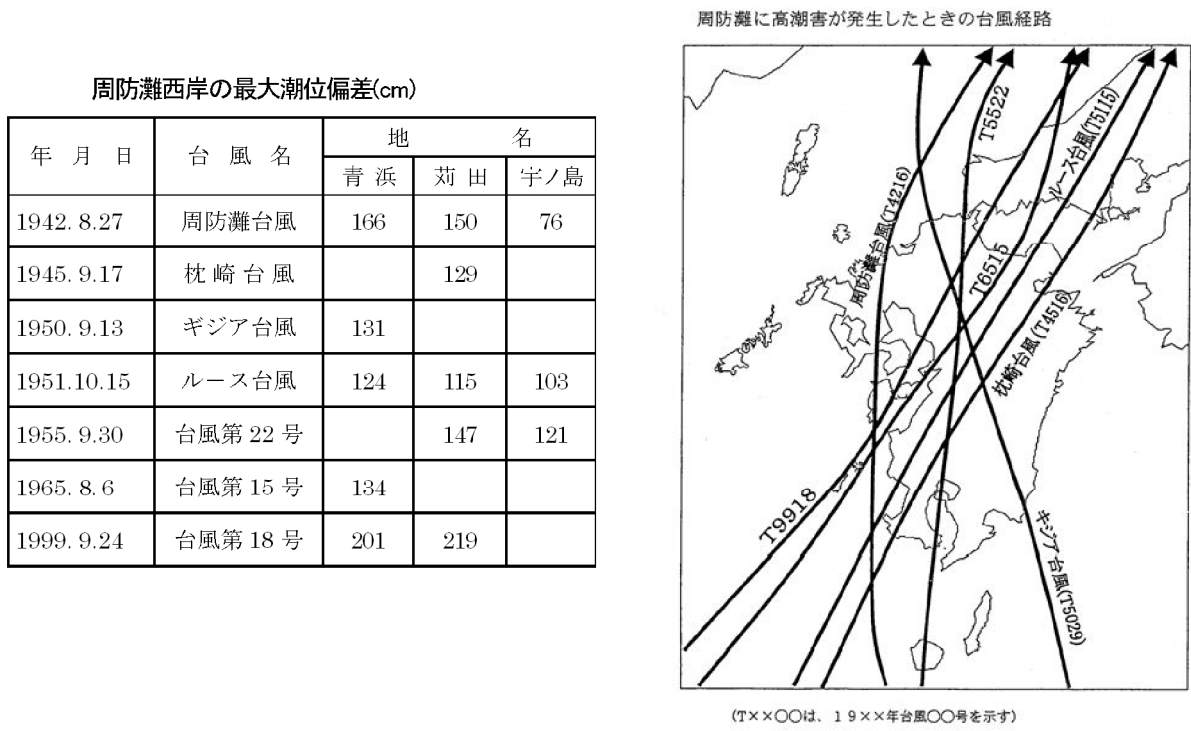


図1.4.5 周防灘で高潮被害が発生した時の台風経路及び潮位
(H22.11福岡県地域防災計画より)

2. 地震災害 【資料編* I.4.3】

表 1.4.3 に福岡県周辺において発生した比較的規模の大きな地震の履歴を示すが、日本海側に位置する福岡県下で発生する地震は、活断層などの断層帯の直下で起きている。歴史を遡ってみると、福岡県ではいくつかの大きな地震が発生しているが、日本のほかの地域と比べると地震の少ない地域であると言われてきた。2005年の福岡県西方沖地震以前に起きたマグニチュード 6.0 を超える福岡県内での大地震は糸島地震(1898年)のみであり、福岡県西方沖地震は約 100 年ぶりの大地震であった。

表 1.4.3 福岡県付近において発生した地震の概要

年代	名称・地域	震源規模	県及び周辺地域の主な被害等
679年12月	筑 紫	M6.5-7.5	家屋崩壊多数
1700年 4月15日	壱岐・対馬地震	M7.0	壱岐において家屋全壊89
1706年11月26日	筑 後	不明	
1730年 3月12日	対 馬	不明	
1831年11月14日	肥 前	M 6.1	
1848年 1月10日	筑 後	M 5.9	柳川で家屋倒壊
1872[明治 5]年 3月14日	浜田地震	M 7.1	久留米付近で液状化
1898[明治31]年 8月10日	糸島地震	M 6.0	負傷者3、家屋全壊7
1898[明治31]年 8月12日	糸島地震	M 5.8	
1929[昭和 4]年 8月 8日	福岡県南部	M 5.1	家屋半壊1
1930[昭和 5]年 2月 5日	福岡市西部	M 5.0	小がけ崩れ
1941[昭和16]年11月19日	日 向 灘	M 7.2	
1968[昭和43]年 8月 6日	豊後水道	M 6.6	
1991[平成 3]年10月28日	周 防 灘	M 6.0	
1996[平成 8]年10月19日	日 向 灘	M 6.9	
1997[平成 9]年 6月25日	山口県北部	M 6.6	
2005[平成17]年 3月20日	福岡県西方沖	M 7.0	死者1、負傷者1,186 家屋全壊143、半壊352 一部損壊9,190
2005[平成17]年 4月20日	福岡県西方沖	M 5.8	負傷者58、家屋一部破損5等

(参照資料：「新編 日本被害地震総覧(1987)」、「福岡管区気象台資料(1926年以降の記録)」)

【福岡県西方沖地震】

平成17年3月20日10時53分に、福岡市西区玄界島付近を震源(深さ9km、M=7.0)として発生した福岡県西方沖地震では、福岡市中央区、福岡市東区、前原市、佐賀県みやき町で震度6弱を観測した。

福岡管区気象台によると、発震機構は圧力軸を東北東-西南西方向に持つ、北西-南東方向にほぼ鉛直な断層面を有する左横ずれ断層であった。

*資料 I.4.3 「被害地震履歴一覧」

九州地方ならびに福岡県周辺で発生している地震の震源分布を図 1.4.6 に示す。

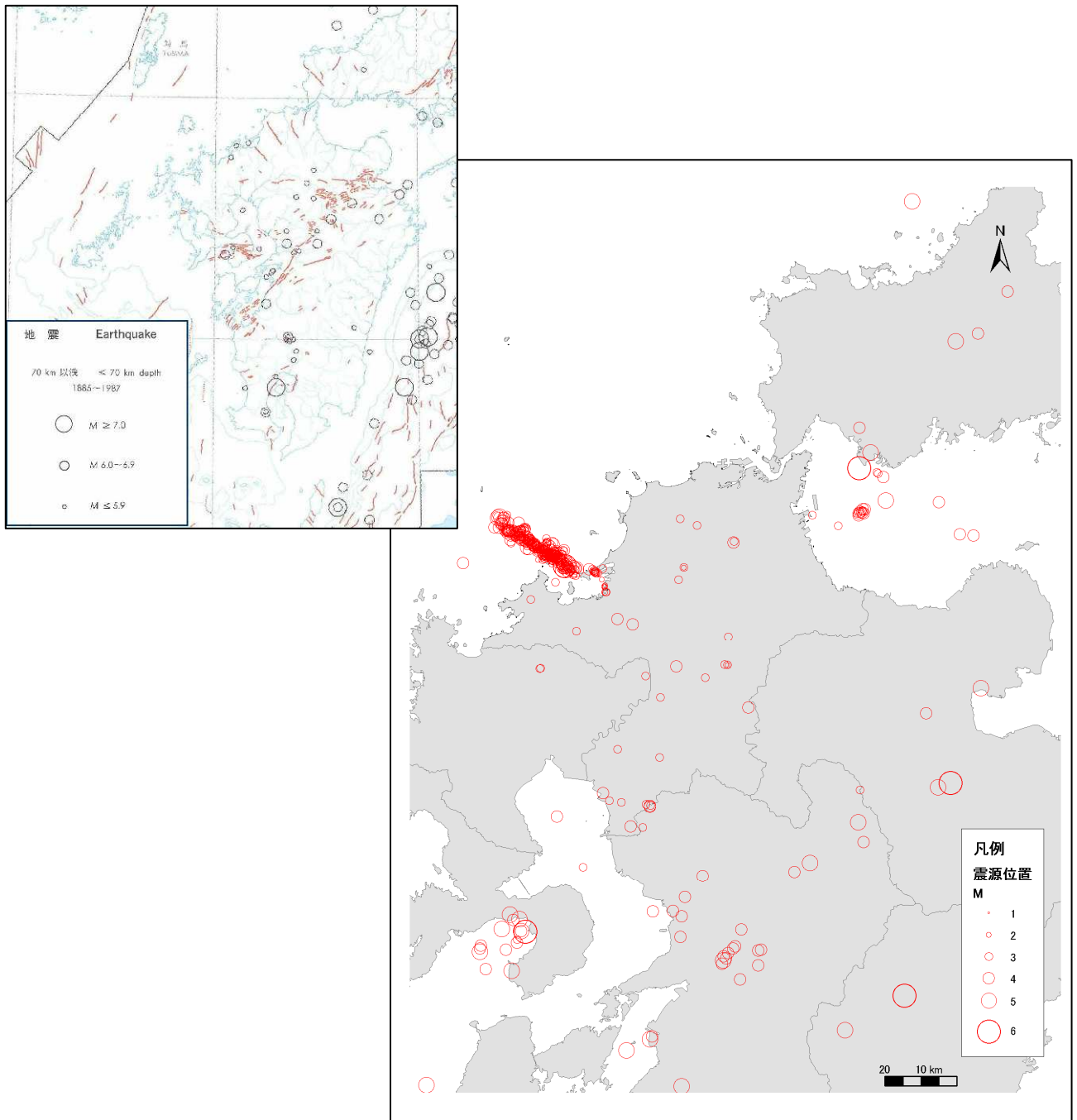


図 1.4.6 福岡県近傍で発生した地震の分布状況

(資料；福岡県(H24.3)：地震に関する防災アセスメント報告書)

「福岡県西方沖地震」の際には、行橋市でも図 1.4.7 に示すように震度 4 のやや強い揺れを観測しているが、家屋等への被害は発生していない。その他の地震としては、図 1.4.6 に示すように、山口県南東部で M6 クラスの地震が発生しているのみで、行橋市のある北九州地方では大きな地震は観測されていない。

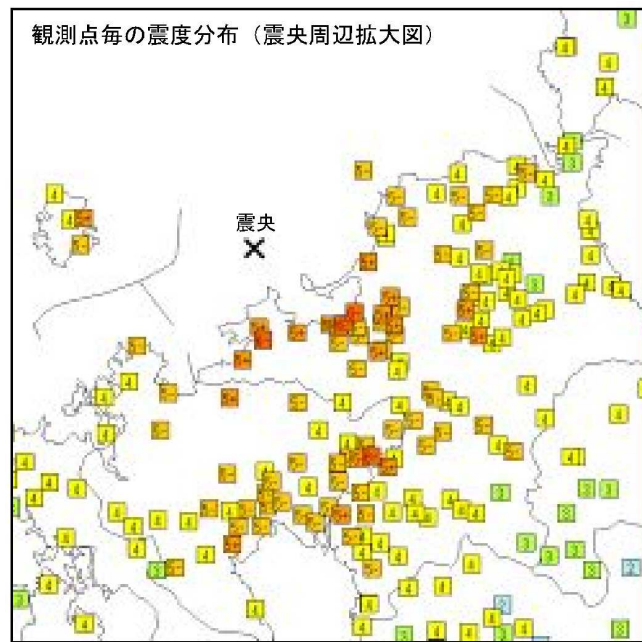


図 1.4.7 福岡県西方沖地震による震度分布(資料：気象庁 地震・火山月報)

表 1.4.4 に地震に関する防災アセスメント調査報告書 (H24.3：福岡県) による地震被害予測資料を示す。これによると小倉東断層 (北東下部) の地震では本市にて「震度 6 弱」の震度が想定され、人的被害は死者 14 人、家屋被害は全・半壊 670 棟以上となる被害想定結果が得られている。ただし被害想定については市町村単位で予測・集計を行っているため、市の校区や地区単位での被害の想定はなされていない。

なお、市の防災アセスメント調査により、構成地盤が脆弱と判定される行橋・行橋南・行橋北校区では地盤の液状化現象を含めた被害が生じる可能性が高いものと推測される。

表 1.4.4 行橋市の想定被害総括表

想定被害	想定震源			
	小倉東断層北東下部		基盤地震動一定	
	被害数	被害率	被害数	被害率
崩壊危険度の高い斜面数(被災棟数)	1 ヶ所	— %	2 ヶ所	— %
建物被害(木造)	全壊	211 棟 0.70 %	504 棟 1.80 %	
	半壊	460 棟 1.60 %	848 棟 3.00 %	
建物被害(非木造)	大破	13 棟 0.20 %	31 棟 0.40 %	
	中破	32 棟 0.40 %	54 棟 0.70 %	
建物火災	炎上出火件数	1 ヶ所 — %	2 ヶ所 — %	
	消火件数	1 ヶ所 — %	1 ヶ所 — %	
	焼失棟数	0 棟 — %	1 棟 — %	
人的被害	死者	14 人 — %	31 人 — %	
	負傷者	514 人 — %	867 人 — %	
	要救出者	75 人 — %	178 人 — %	
	要後方医療搬送者	51 人 — %	87 人 — %	
	避難者	439 人 — %	1,050 人 — %	
	食糧供給対象人口	29,888 人 — %	35,988 人 — %	
	給水対象世帯	12,142 世帯 — %	14,620 世帯 — %	
ライフライン	生活上物資供給対象人口	439 人 — %	1,050 人 — %	
	上水道	98 ヶ所 0.27 ヶ所/km	118 ヶ所 0.33 ヶ所/km	
	下水道	0 ヶ所 0.00 ヶ所/km	0 ヶ所 0.00 ヶ所/km	
	電力(電柱)	2 本 0.02 %	3 本 0.03 %	
	電話(電話柱)	2 本 0.03 %	2 本 0.03 %	

(地震に関する防災アセスメント調査報告書 (福岡県, H24.3))

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では大津波を伴う甚大な被害が発生した。この大震災を教訓に国の中央防災会議や県によりあらたな技術的な知見に基づく南海トラフの巨大地震と、これに伴う津波被害の想定が様々な検討条件で実施されている。これらによると、本市では最も大きい最大震度は「震度 5 強」、また地震に伴い到達が予想される津波については、最大高さが 4m (T.P. 基準；満潮位及び地殻変動を考慮した値)、津波の到達時間については、津波高が+1m となるまでの最短時間が「205 分」という結果が得られている。これらの津波に伴う市町村別の浸水想定面積については、本市域では浸水深 2m 以上 5m 未満の浸水範囲が最大で 20ha 程度と想定されている。

なお、津波に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県，H24.3）によると、周防灘断層群主部の地震活動に伴った行橋市の最大津波高及び（津波到達時間）は、朔望平均満潮位において+0.73m（40 分）、平均潮位で+0.69m（43 分）となっている。参考まで、この地震による最大津波高は、朔望平均満潮位において+1.59m、平均潮位で+1.79m（いずれも苅田町）となっている。

津波に関してはいずれも海岸堤防等の防護施設が県により整備されており、津波浸水被害を大きく抑制・軽減する効果が見込めるため、市域の広範囲にわたる津波による浸水災害は想定し難い。しかしながら、上記シミュレーションはあくまで想定によるものであるため、本市の海岸部や低平地部、あるいは河口付近では海洋型の地震発生後における津波到達や河川遡上に対する警戒・監視並びに緊急避難態勢をあらかじめ構築しておき、十分に注意を払っておく必要がある。

3. 火災 【資料編* I.4.4、資料編* I.4.5】

行橋市における大きな火災としては、町村合併前に発生した「今元村沓尾の大火」が挙げられる。この火災は、昭和26年4月23日午後2時40分頃、沓尾の中央部付近から出火し、折からの北風にあおられて密集地帯の56棟が焼失したものである。その被害は被災者261名、損害4,000万円に達したため、災害救助法の適用を受け復旧対策が進められた。

これ以降は大きな火災は発生していないが、図 1.4.8 に過去9年間の出火状況を、また資料編に過去3年間の建物火災発生箇所の位置等について示す。建物火災は毎年10～20件程度発生しているが、特に世帯数の多い行橋校区周辺及び延永においての出火数がやや多くなっているようである。また、林野火災も2～5件程度発生している。

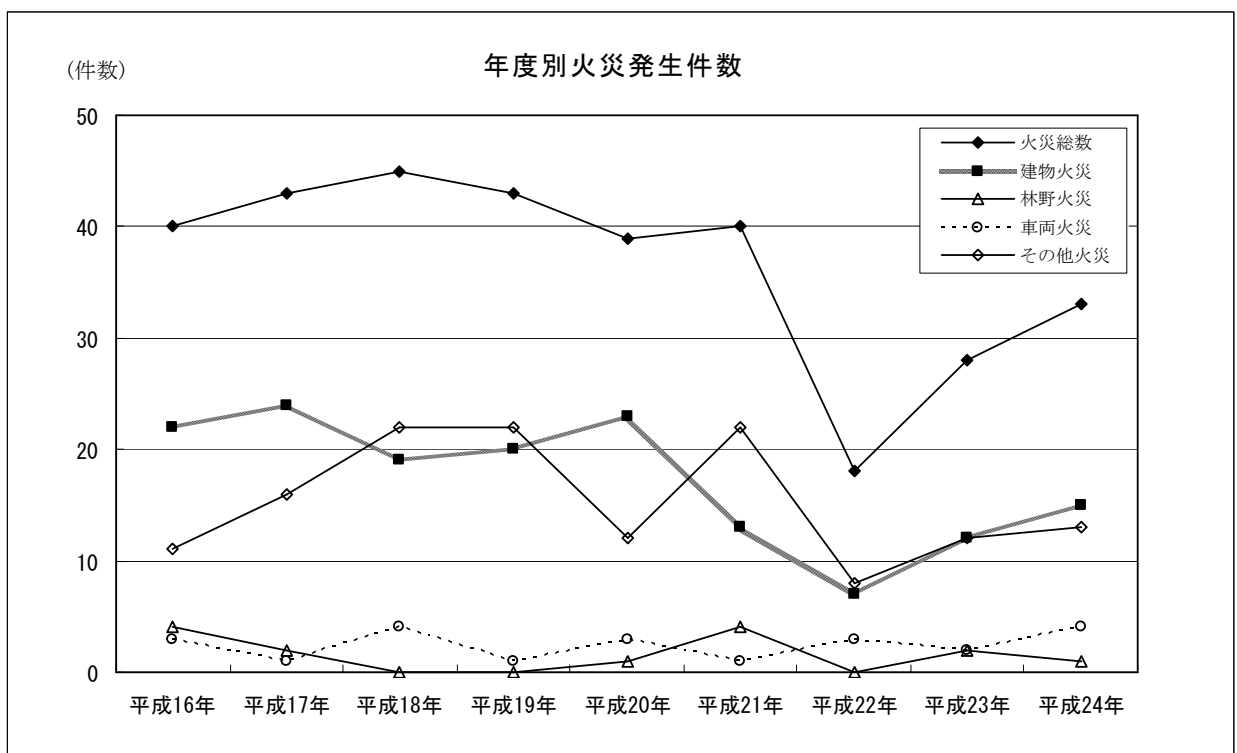


図 1.4.8 過去9年間の出火件数の推移

*資料 I.4.4 「平成16年～平成24年の火災発生資料」

*資料 I.4.5 「平成21年～平成24年の建物火災発生位置図」

第2節 災害の想定

本市に発生する災害で、人命や家屋等の財産、公共施設、農林水産物や農林水産業施設等に大きな影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川のはん濫等の風水害と、地震・津波や火災あるいは本市を通る大交通網での交通事故等の予知できない災害とに大別できる。

毎年、梅雨時期や台風期に集中豪雨が頻繁に発生しているため、河川がはん濫し、住居等が浸水している。また、豪雨に伴い地盤がゆるくなり、がけ崩れが起こるケースが多く、土砂災害もしばしば発生している。本市ではこれまでに大きな地震災害は発生していないが、市域周辺には小倉東断層や福智山断層、さらには最近活動度等の評価がなされた周防灘断層群などの活断層がある。

したがって、本市の災害の想定にあたっては、このような既往災害履歴や県並びに本市の防災アセスメント情報にくわえて地勢、地質、気象等の自然的条件並びに人口、都市化状況、産業の集中等の社会的条件等を総合的に勘案しつつ、次の災害を想定する。

1. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、本市における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害には、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による土石流や急斜面での法面崩壊、山腹崩壊等がある。

1.1 洪水・高潮等による浸水害

浸水害に関しては、原則として福岡県による河川はん濫シミュレーションに基づく「浸水想定区域図」や、堤防高不足や河積不足により、堤内背後地への被害が予想される河川及び海岸、湖沼等水防上重要となる県指定の箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を想定する。

1.2 土砂災害

(1) がけ崩れ

がけ崩れは、急傾斜地の崩壊に関する土砂災害防止法に基づいた「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、及び県より指定されている「急傾斜地崩壊危険区域」、さらに「山腹崩壊危険地区」を想定する。

(2) 土石流

土石流災害は、土石流に関する土砂災害防止法に基づいた「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、及び県より指定・公表されている「砂防指定地」、さらに「崩壊土砂流出危険地区」を想定する。

(3) 地滑り

地滑りは、地滑りに関する土砂災害防止法に基づいた「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」、県及び林野庁などにより指定・公表されている「地すべり防止区域」、「地すべり危険箇所」、さらに「地すべり危険地区」を想定する。

(4) 道路災害

道路災害は、原則として福岡県県土整備部によって危険箇所として抽出されている「道路防災点検箇所」を想定する。

2. 地震災害

地震災害に関しては、福岡県の実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月)」を基本として、国の中央防災会議による地震に関する想定資料などを踏まえつつ震源や震度、地震被害等を想定する。

2.1 震源及び想定震度 【資料編* I.4.6、資料編* I.4.7、資料編* I.4.8】

福岡県防災危機管理局では、図1.4.9に示す福岡県内の6本の活断層を対象として地震防災アセスメントを実施しているが、このうち行橋市と密接に関係するのは表1.4.5に示す「小倉東断層」と「福智山断層」に対するアセスメント結果である。この地震防災アセスメントでは、現在福岡県内でその存在が確認されている6本の活断層に起因する地震の他に、未確認の活断層により各地域の直下(深さ10km)でM6.9の地震が発生した場合(以下、基盤地震動一定と呼ぶ)も想定したシミュレーションも行われているので、この資料も参考資料として用いることとする。

表 1.4.5 小倉東断層及び福智山断層の諸元

震源断層名	小倉東断層	福智山断層
断層長さ	約 17km	約 20km
断層延長の方向	北北東－南南西方向	北北西－南南東方向
断層の型	右横ずれ主体、西側隆起	逆断層
断層の規模	M=6.9	M=7.0
平均的な活動間隔	約 8,500 年	約 25,000 年
最新の活動時期	約 2,200 年前	約 11,000 年前から数千年遡る期間
30 年内地震発生確率	0.005%	0.6%

(福岡県(H24. 3)：地震に関する防災アセスメント報告書)

資料編に、小倉東断層北東部・基盤地震動一定に起因する地震における震度分布や地表加速度を示すが、本市に影響を及ぼす可能性がより高いと考えられる小倉東断層北東部における地震では、最大でも震度は「6弱」(ただし一部地域にて6強)、地表加速度は「400～600gal」という結果が得られている。また、基盤地震動一定の場合も、最大震度が「6弱」、地表加速度が「400～600gal」となっている。

以上の結果はすべて福岡県内の活断層を想定したものであるが、この他で行橋市に關係すると考えられる活断層として、平成20年11月17日に文部科学省地震調査研究推進本部

*資料 I.4.6 「地震と活断層との関係」

*資料 I.4.7 「福岡県の地震アセスメントによる震度分布図」

*資料 I.4.8 「宇部沖断層群(周防灘断層群)の地震による予測震度分布」

から「周防灘断層群」の長期評価結果が公表されている。資料編にその特性と位置を示すが、「周防灘断層群主部で今後30年間に地震が発生する確率は我が国では高い方に属する」という評価がなされている。また、本断層群でM7.1～7.6の地震が発生した場合の、行橋市における震度の目安は周防灘断層群主部における地震で「5強」程度となっている。

以上のことから、行橋市における震度としては以下の震度を想定する。

基本的な震度 6弱

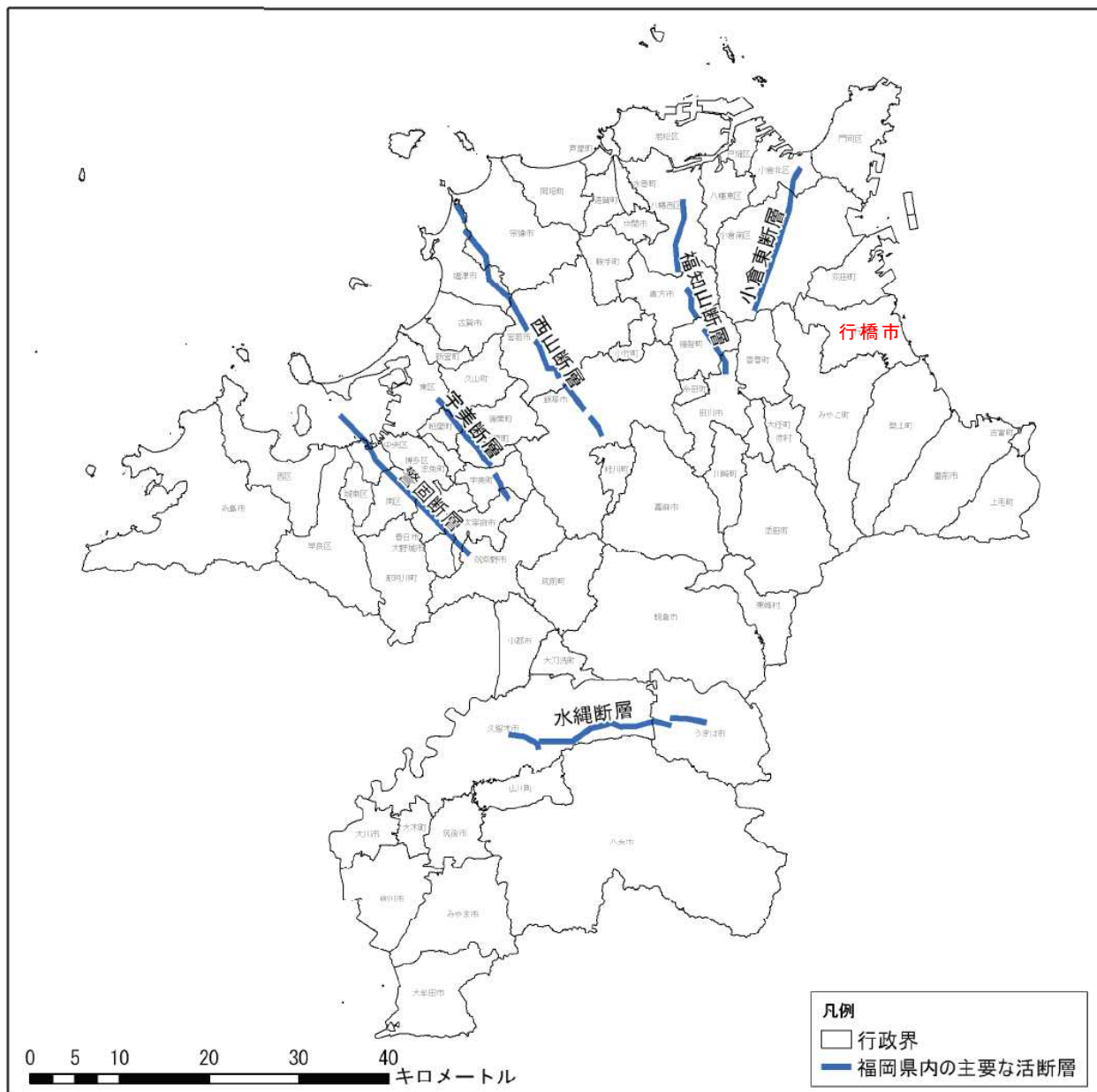


図 1.4.9 想定地震の震源断層分布図

(福岡県(H24.3)：地震に関する防災アセスメント報告書)

2.2 地震動による被害想定

地震動による被害想定は、福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の結果を準用することとする。

2.3 液状化による被害想定

液状化による被害想定も、原則として福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の結果を準用することとする。

ただし、県のシミュレーションに用いられた以外の地盤情報に関する新たなデータが得られた場合には、参考的に同様の方法で液状化検討を行い、液状化危険区域の判定を行うこととする。

2.4 津波による被害想定

津波による被害想定は、内閣府による南海トラフの巨大地震の被害想定報道発表資料ならびに、福岡県の「津波に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の結果を準用することとする。

3. 火災

火災に関しては、建家や木造住宅の密集地等を危険性のより高い区域として想定する。

第5章 災害危険箇所

災害危険箇所等の一覧表、及び災害危険箇所と避難所や避難行動要支援者施設、公共施設の関係についての評価結果を資料編に示す。 【資料編* I.5.1、資料編* I.5.2】

1. 水害危険箇所 【資料編* I.5.3、資料編* I.5.4】

本市の主要な河川は、長峡川や今川、小波瀬川等の二級河川が8河川、準用河川1河川、普通河川が18河川となっている。ため池は137箇所確認されているが、一部に漏水や土砂堆積など管理不良のものがある。水害危険箇所としては、堤防高不足や河積不足により、堤内背後地への被害が予想される河川及び海岸、湖沼等、水防上重要となる県指定の重要水防箇所や災害危険河川区域が抽出されている。

(1) 浸水想定区域

本市は、中心市街地及び住宅地内を、長峡川、小波瀬川、今川、祓川等の河川が流れているため、河川はん濫等による浸水被害を受けやすい立地条件となっている。実際、昭和54年6月には市域の約1/3が浸水するという災害が起きている。

福岡県では、水防法(昭和24年法律第193号)第14条に基づいて、行橋市内の主要河川について浸水想定区域図を表1.5.1に示すように策定・告示している。これらの浸水想定区域は、現状の河道・ダムの整備状況で洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね30～75年に1回程度起こる大雨により、行橋市内の各河川がはん濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

浸水想定区域図を図1.5.1に、また校区別の想定被害状況を表1.5.2に示す。これらの資料に示すように、台地が多い泉校区や仲津校区、また大きな河川が無い椿市校区の西側を除くと、平野部のほとんどが浸水想定区域となっている。特に、人口や住宅が集中している行橋・行橋南・行橋北校区はほぼ全域が浸水想定区域内になっており、かつ浸水深も1m以上の範囲が多い。その他、今元校区の北半部は浸水深が2m以上と深くなっている。

表 1.5.1 行橋市における浸水想定区域の告示状況

対象河川	指定年月日	告示番号	根拠法令	計画降雨量	基準地点	大雨の発生確率
祓川水系祓川	平成19年10月1日	第1806号	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項	321mm/日	木井地点上流	50年に1回程度
長峡川水系長峡川		第1807号		36.9mm/時間	亀川橋	30年に1回程度
長峡川水系小波瀬川						
今川水系今川	平成20年8月29日	第1417号		日総雨量：315mm/日 ピーク時時間雨量：57.3mm/時間	添田観測所	75年に1回程度

*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

*資料 I.5.2 「各種施設の危険性評価一覧表」

*資料 I.5.3 「避難所及び浸水想定区域図」

*資料 I.5.4 「避難行動要支援者施設及び浸水想定区域図」

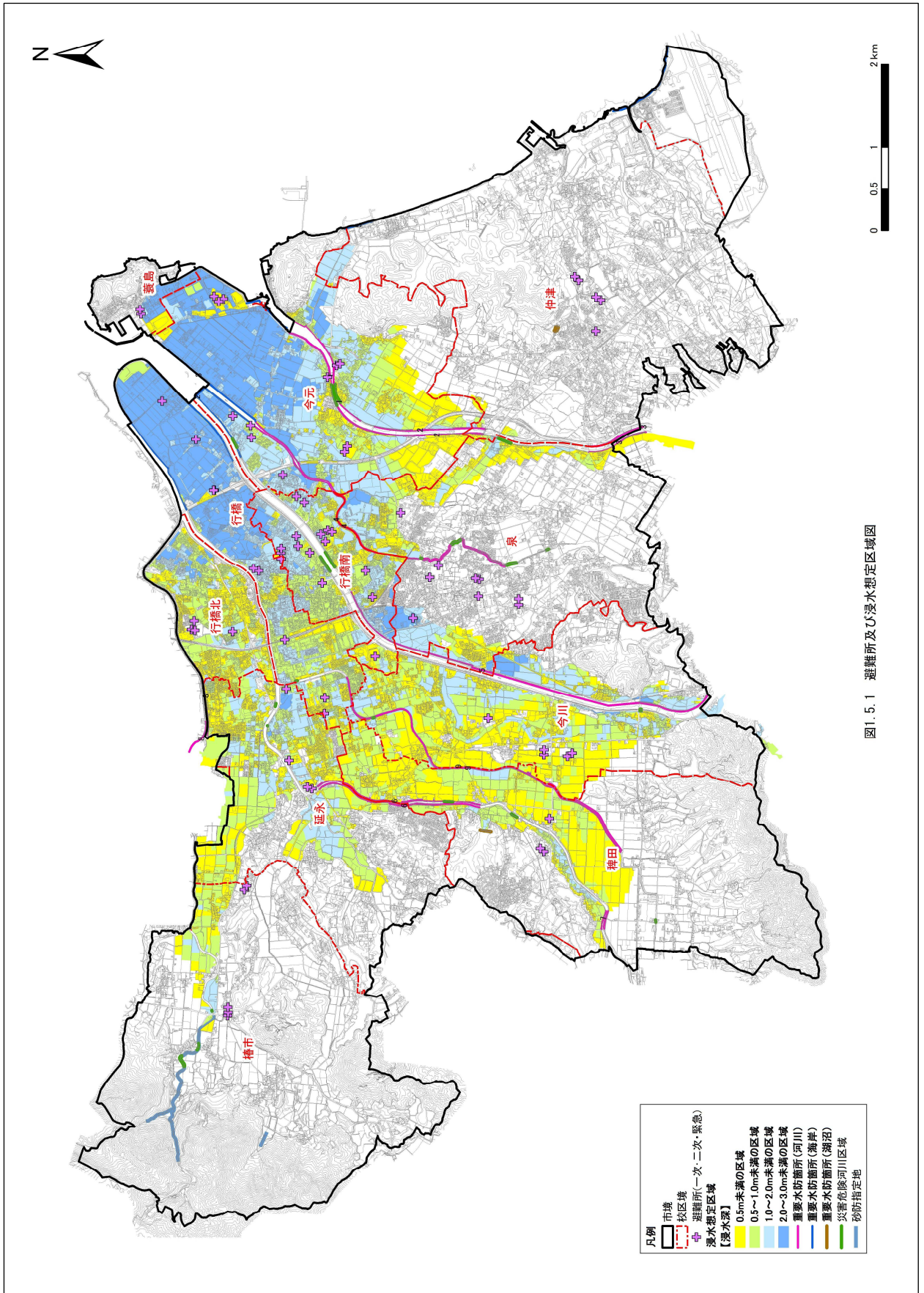


図1.5.1 避難所及び浸水想定区域図

表 1.5.2 洪水による浸水想定区域内の想定被害状況

校 区 名	面積 (ha)	人口 [H25.10] (人)	洪水による浸水想定区域内の状況									
			浸水想定 区域面積 (ha)	浸水想定 区域内 人口 (人)	65歳以上 人口 (人)	避難 所数 (ヶ所)	避難行動 要支援者 施設数 (ヶ所)	学校教育 施設 (ヶ所)	社会教育 施設 (ヶ所)	防災関係 機関 (ヶ所)	防災行政 無線 施設数 (ヶ所)	
想 定 被 災 概 況	行橋	352.0	8,305	337.5	8,218	1,591	9	11	1	9	7	5
	行橋南	205.5	7,138	170.9	6,820	1,768	15	6	3	16	9	6
	行橋北	174.5	6,900	136.7	6,139	1,868	1	6	0	1	2	3
	叢島	71.5	896	19.7	116	50	2	1	1	0	1	0
	今元	789.2	5,713	598.8	4,874	1,283	12	9	2	10	1	8
	仲津	1,379.2	9,644	18.9	37	11	0	0	0	0	0	0
	泉	736.0	14,078	175.5	2,226	387	1	2	0	4	1	5
	今川	674.9	5,237	370.2	3,731	848	0	7	0	3	1	5
	稗田	916.0	3,984	263.7	990	220	0	0	0	2	2	5
	延永	567.7	8,989	277.7	4,139	1,183	1	5	0	8	4	3
	椿市	1,116.5	1,926	51.2	161	58	0	1	0	1	0	1
	計	6,983.0	72,810	2,420.6	37,451	9,267	41	48	7	54	28	41

※避難所は、一次・二次及び緊急避難所を対象として集計した数量である。

※危険区域内の人口及び65歳以上人口は、各校区の住家1戸当たりの平均人口に危険区域内の住家建家数を乗じて求めたものである。

(2) 重要水防危険箇所、災害危険河川区域 【資料編* I.5.5】

行橋市内では、重要水防箇所として河川で9箇所、海岸で6箇所、ため池(堤体)で2箇所の指定がなされている。また、災害危険河川区域として19箇所の指定がなされている。

(3) ため池

台地や丘陵地等が多いこともあって、行橋市内には多くのため池が築造されている。台帳では154箇所のため池が記載されているが、このうちの17箇所は宅地造成等による地形改変等の理由によりその位置が不明である。これらの大半は江戸時代や明治時代に築造された古いものがほとんどで、防災的には要注意であると言える。特に、重要水防箇所として指定されている高瀬地区の小迫池及び前田地区の前田大池は溢水や漏水についての注意が必要である。

(4) 浸水面積及び人口指標での評価

図 1.5.2~1.5.3 に洪水による浸水想定区域データを示すが、人口密集地域である行橋・行橋南・行橋北校区の約80%が浸水想定区域内に入っており、また今元校区の大半も浸水想定区域となっている。特に、行橋校区では浸水深2m以上の区域が最も多くなっている。その他、今川校区や延永校区も約1/2近くが浸水想定区域内に入っている。

(5) 浸水想定区域と避難所・避難行動要支援者施設

浸水想定区域と小・中学校や校区公民館等の避難所や避難行動要支援者施設の関係については、避難所では11施設が浸水想定区域内に入っている。特に、行橋・行橋南・今元校区のほとんどの避難所が浸水想定区域内となっている。また、収容可能人員も叢島・仲津・椿市校区を除けば、すべて避難対象避難者数を超えている。

また、避難行動要支援者施設に関しても、88箇所の施設のうち40箇所が浸水想定区域内に入っており、これも行橋・行橋南・行橋北・今元校区ではそのほぼ全ての施設が浸水

*資料 I.5.5 「重要水防箇所等位置図」

想定区域内となっている。

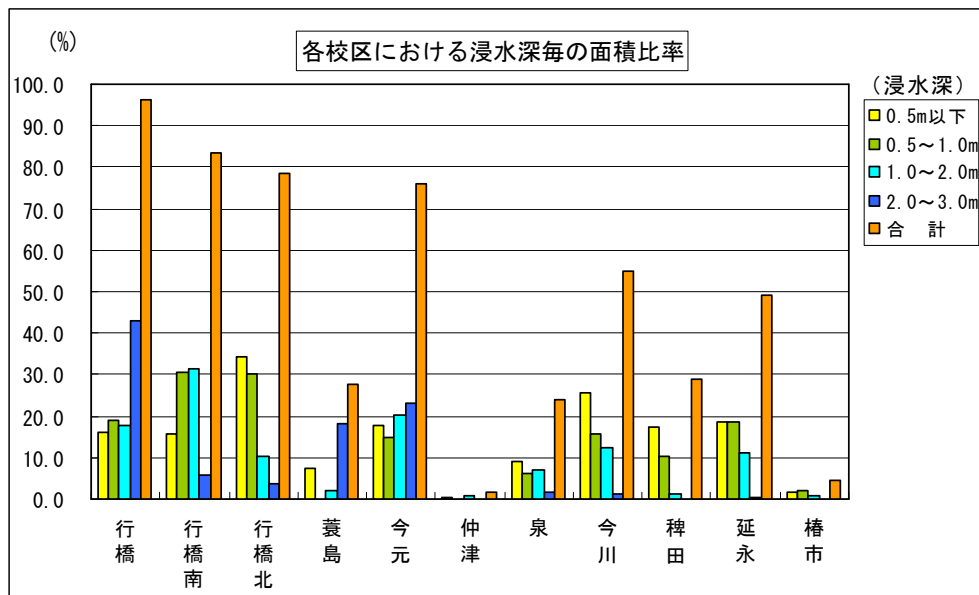


図 1.5.2 校区別の浸水想定区域面積比率

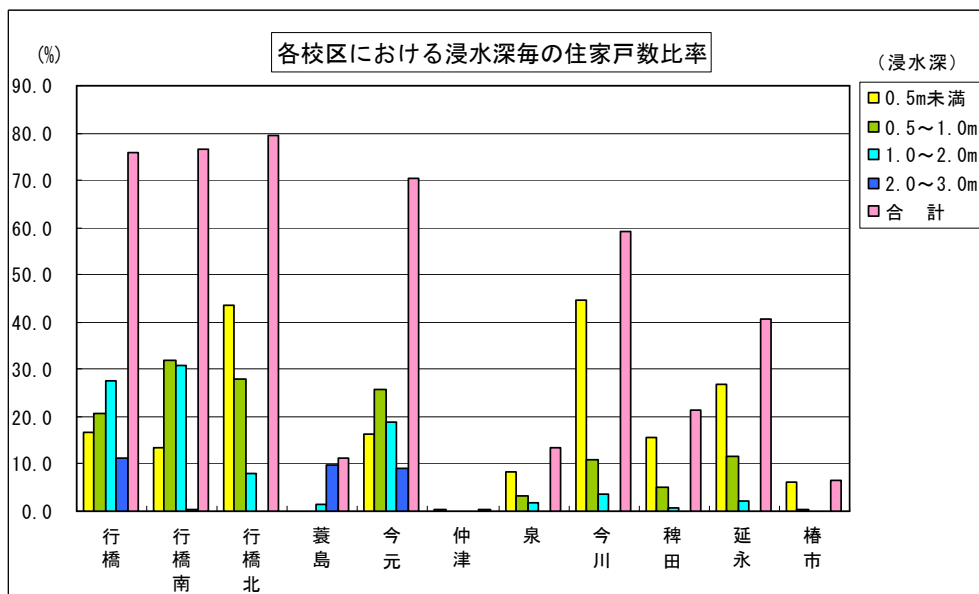


図 1.5.3 校区別の浸水想定区域内人口の比率

2. 土砂災害危険箇所 【資料編* I.5.6、資料編* I.5.7】

(1) がけ崩れに関する土砂災害危険箇所

がけ崩れ危険箇所については、福岡県県土整備部により土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)及び急傾斜地崩壊危険区域が指定され、農林水産部により山腹崩壊危険箇所・区域が公表されている。その状況を図 1.5.4 に示すとともに、校区毎の総括表を表 1.5.3 に示す。なお、土砂災害警戒区域等と急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険箇所とは重複しているものもある。

*資料 I.5.6 「避難所及び土砂災害危険箇所位置図」

*資料 I.5.7 「避難行動要支援者施設及び土砂災害危険箇所位置図」

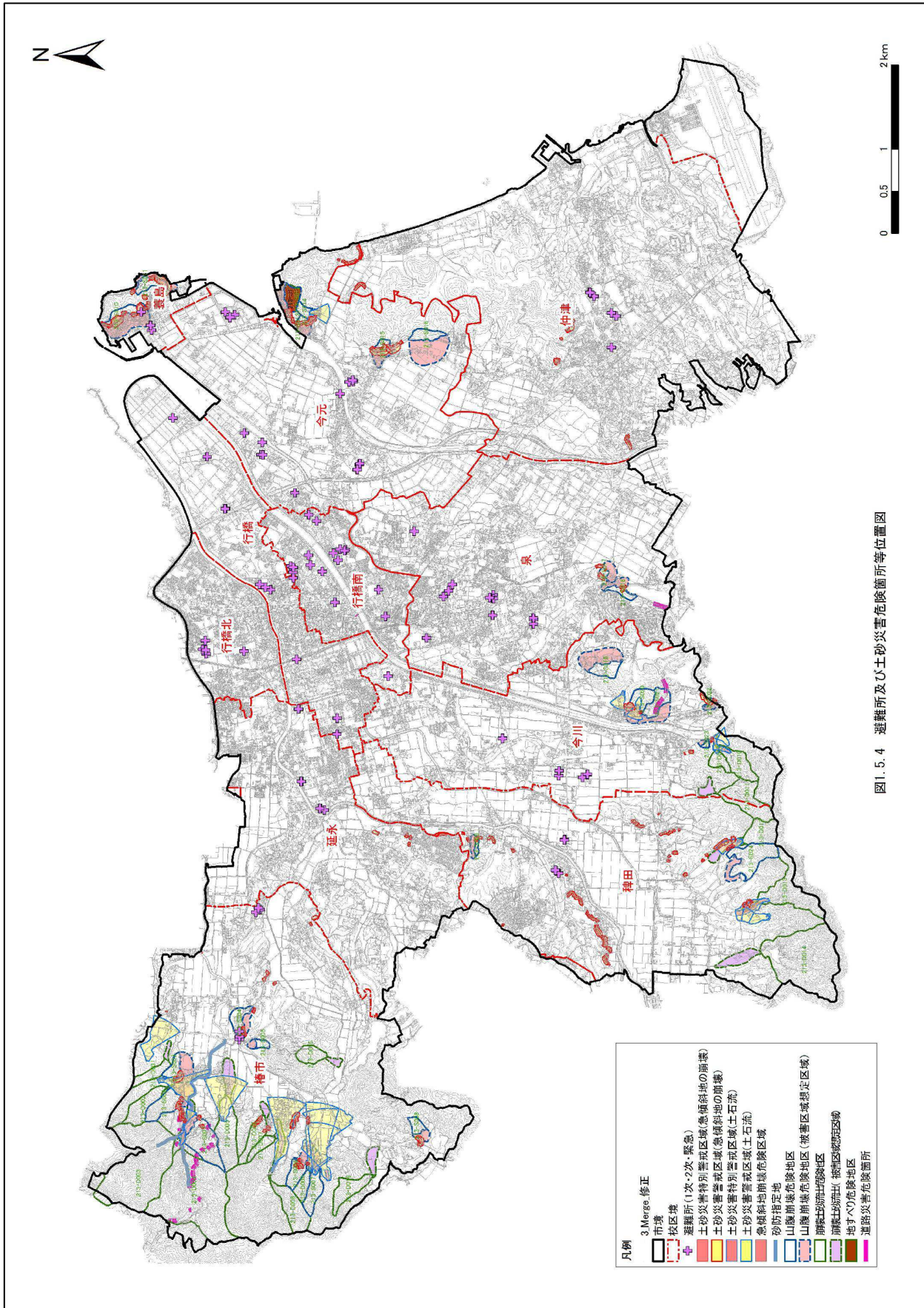


図1.5.4 避難所及び土砂災害危険箇所等位置図

表 1.5.3 がけ崩れに関する危険箇所数の校區別総括表

校区	急傾斜地の崩壊		急傾斜地崩壊危険区域		山腹崩壊危険箇所	
	土砂災害警戒区域	同特別警戒区域	指定数	重複箇所数	公表数	重複箇所数
行橋	0	0	0	0	0	0
行橋南	0	0	0	0	0	0
行橋北	0	0	0	0	0	0
叢島	5	5	0	0	2	4
今元	8	8	0	0	5	4
仲津	5	4	0	0	0	0
泉	4	4	1	1	2	4
今川	6	6	0	0	5	3
稗田	30	29	0	0	2	1
延永	5	5	0	0	0	0
椿市	25	25	0	0	8	0
計	88	86	1	1	24	16

表 1.5.4 土砂災害(特別)警戒区域内の想定被害状況(急傾斜地の崩壊)

校区名	面積 (ha)	人口 (人)	警戒区域 面積 (ha)	人家戸数		想定人口		公共的建物			
				警戒区域 (戸数)	うち特別 警戒区域 (戸数)	警戒区域 内人口 (人)	うち65歳 以上人口 (人)	警戒区域 (戸数)	うち特別 警戒区域 (戸数)	うち要支援 者施設* (戸数)	
想定被害概況	行橋	352.0	8,305	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	行橋南	205.5	7,138	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	行橋北	174.5	6,900	0.0	0	0	0	0	0	0	0
	叢島	71.5	896	8.4	93	34	131	56	3	2	0
	今元	789.2	5,713	7.6	61	23	116	31	1	0	0
	仲津	1,379.2	9,644	2.7	29	12	50	15	0	0	0
	泉	736.0	14,078	1.1	8	5	19	4	3	1	3
	今川	674.9	5,237	2.6	16	4	36	8	0	0	0
	稗田	916.0	3,984	10.3	78	48	141	32	1	0	0
	延永	567.7	8,989	1.2	9	2	19	6	1	0	0
	椿市	1,116.5	1,926	9.1	23	29	33	12	3	2	1
	計	6,983.0	72,810	43.0	317	157	545	164	12	5	4

*避難行動要支援者関連施設

※警戒区域内の人口及び65歳以上人口は、各校区の住家1戸当たりの平均人口に警戒区域内の戸数を乗じて求めたものである。

表 1.5.3 に示すように、がけ崩れに関する危険箇所は市の山地・丘陵部に広く分布しているが、特に地形的にやや急峻で、斜面直下に集落等が立地している稗田・椿市校区、今元校区の東側、そのほとんどが山地性の丘陵地よりなる叢島校区で多くなっている。表 1.5.4 に土砂災害による想定被害状況を示す。

(2) 土石流に関する土砂災害危険箇所

土石流に関する土砂災害危険箇所については、福岡県県土整備部により土砂災害警戒区域等(土石流)及び砂防指定地が指定され、農林水産部により崩壊土砂流出危険箇所・区域が公表されている。その状況を図 1.5.4 に示すとともに、校区毎の総括表を表 1.5.5 に示す。なお、土石流危険渓流と砂防指定地、崩壊土砂流出危険箇所とは重複しているものもある。

表 1.5.5 に示すように、土石流に関する危険箇所は椿市校区の塔ヶ峰山塊の東側斜面及

び稗田・今川校区の馬ヶ岳山塊の北側斜面に集中する形になっている。

(3) その他の土砂災害危険箇所

豪雨時の土砂災害としてはがけ崩れ及び土石流が代表的なものであるが、その他に地すべりや道路斜面の崩壊などの道路災害がある。行橋市内の地すべりに関するものとしては、福岡県農林水産部により今元校区の杓尾で地すべり危険地区が1箇所公表されているが、この区域は土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)及び山腹崩壊危険箇所と重複する形になっている(図1.5.4参照)。

また、道路災害危険箇所としては、福岡県県土整備部により図1.5.4に示す31箇所が防災点検が必要な箇所として抽出されている。【資料編* I.5.1】

表 1.5.5 土石流に関する危険箇所数の校區別総括表

校区	土石流		砂防指定地		土砂流出危険箇所	
	土砂災害警戒区域	同特別警戒区域	指定数	重複箇所数	公表数	重複箇所数
行橋	0	0	0	0	0	0
行橋南	0	0	0	0	0	0
行橋北	0	0	0	0	0	0
叢島	0	0	0	0	0	0
今元	1	1	0	0	0	0
仲津	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	0	0
今川	5	5	0	0	3	2
稗田	4	4	0	0	3	2
延永	0	0	0	0	0	0
椿市	8	7	5	2	11	4
計	18	17	5	2	17	8

表 1.5.6 土砂災害(特別)警戒区域内の想定被害状況(土石流)

校区名	面積 (ha)	人口 (人)	警戒区域 面積 (ha)	人家戸数		想定人口		公共的建物		
				警戒区域 (戸数)	うち特別 警戒区域 (戸数)	危険区域 内人口 (人)	うち65歳 以上人口 (人)	警戒区域 (戸数)	うち特別 警戒区域 (戸数)	うち要支援 者施設* (戸数)
行橋	352.0	8,305	0	0	0	0	0	0	0	0
行橋南	205.5	7,138	0	0	0	0	0	0	0	0
行橋北	174.5	6,900	0	0	0	0	0	0	0	0
叢島	71.5	896	0	0	0	0	0	0	0	0
今元	789.2	5,713	3.1	12	0	23	6	0	0	0
仲津	1,379.2	9,644	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	736.0	14,078	0	0	0	0	0	0	0	0
今川	674.9	5,237	8.8	27	0	60	14	1	0	0
稗田	916.0	3,984	15.7	15	6	27	6	0	0	0
延永	567.7	8,989	0	0	0	0	0	0	0	0
椿市	1,116.5	1,926	111.9	154	1	216	77	4	0	0
計	6,983.0	72,810	139.5	208	7	326	103	5	0	0

*避難行動要支援者関連施設

※警戒区域内の人口及び65歳以上人口は、各校区の住家1戸当たりの平均人口に警戒区域内の戸数を乗じて求めたものである。

(4) 土砂災害危険箇所に関する箇所数及び人口指標での評価

図1.5.5に校區別の土砂災害危険箇所数を示すが、土砂災害危険箇所は中山間地である

*資料 I.5.1 「災害危険箇所等一覧表」

稗田・椿市校区で特に多くなっている(特にがけ崩れ)。その他、丘陵性の山地が一部にある仲津や今元、菘島校区にもがけ崩れ危険箇所が4～9箇所存在する。

危険区域内の人口は、家屋が斜面直下に密集している菘島・今元・椿市校区が500人以上とかなり多くなっており(図1.5.6)、また高齢化が進んでいる菘島校区では65歳以上人口も多くなっている。

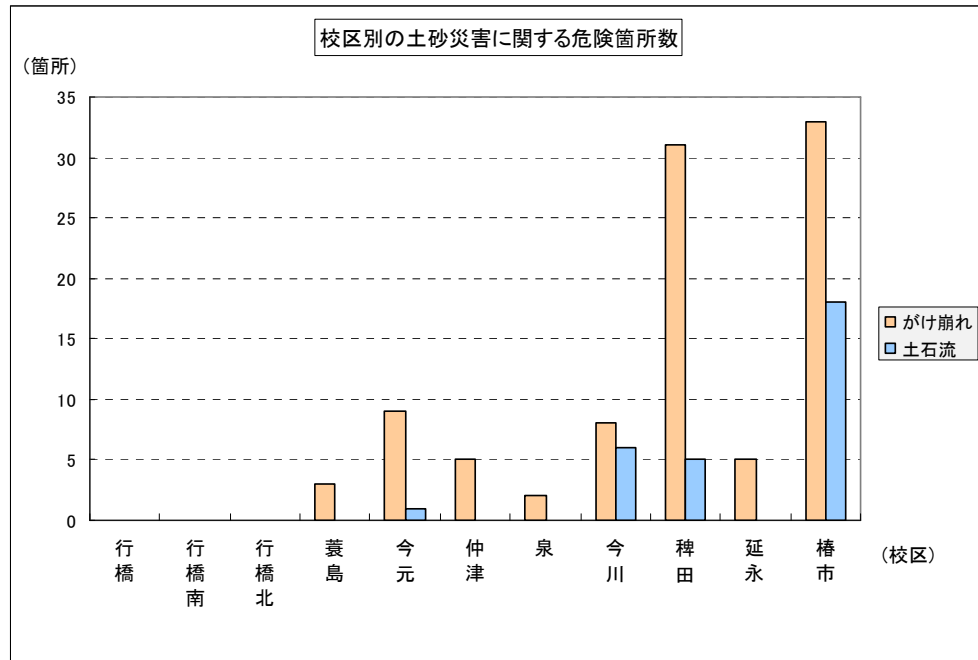


図 1.5.5 校区別の土砂災害危険箇所数

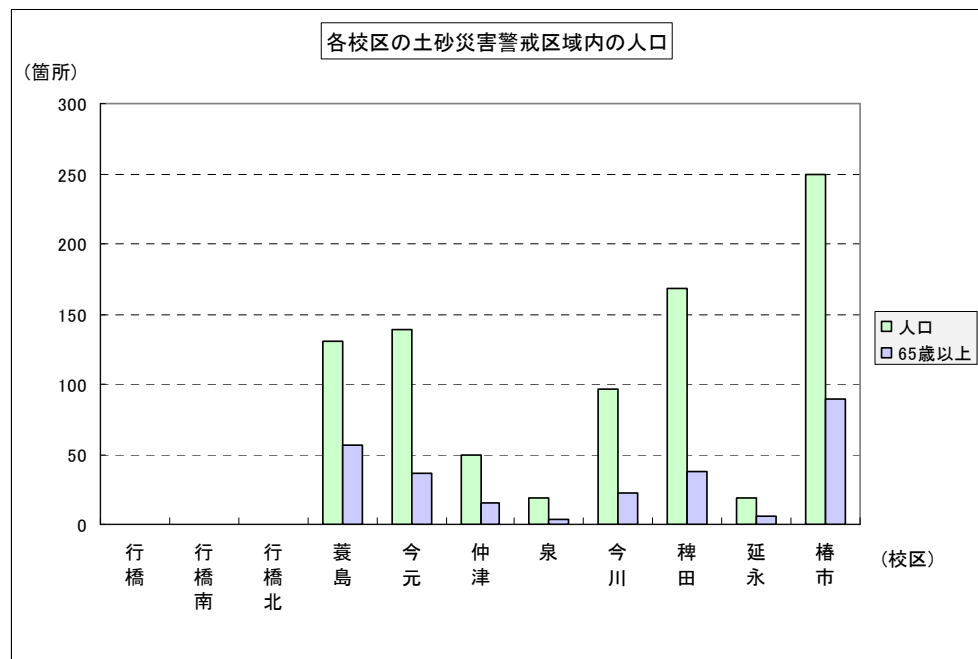


図 1.5.6 土砂災害危険箇所内の人口

(5) 避難行動要支援者関連施設など各種施設に関する評価

土砂災害危険区域と避難行動要支援者関連施設との関係においては、警戒区域内に位置

しているのは4箇所である(表1.5.4参照)。

3. 火災危険箇所 【資料編* I.5.8】

本市では、火災危険区域や火災防御困難地域等の指定はなされていないが、これまで宅地開発が進められてきた行橋北や行橋南校区では建物が密集している傾向が見られ、また古くからの集落が多い叢島や椿市、延永校区では木造家屋が多くなっており、消防防災の面で要注意である。

なお、ガス貯蔵施設及びガソリンスタンドの多くは、市中心部の行橋校区周辺に集中する傾向が見られる。

4. 地震災害危険箇所

「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の結果を準用すれば本市においては小倉東断層北東下部と基盤地震動一定とした場合の2つの地震における被害が最も大きいと想定されている。小倉東断層北東下部の場合は、最大震度「6弱」、地表加速度「400～600gal」、基盤地震動一定の場合も、最大震度「6弱」、地表加速度「400～600gal」という想定結果が得られており、本市の北東海域を震源とする周防灘断層帯主部の地震による想定震度より大きい結果となっている。

(1) 地盤条件からみた危険区域 【資料編* I.5.9】

地震時の被害はその地盤条件に左右される。表1.5.7は地盤条件からみた地震に対する判定基準であるが、本市において最も悪いと考えられる第4種地盤は市中央部から北東部の「三角州平野」及び「干拓・埋立地」、仲津校区や稗田校区で局所的に見られる「旧河道」がまず挙げられる。その他、市域西側及び南部の谷底平野も要注意地区として挙げられるが、これらは軟弱地盤の厚さが薄く、また主として砂礫地盤よりなると推定されるので、地震被害の危険性は三角州平野等に比べると低いと考えられる。

(2) 液状化危険区域 【資料編* I.5.10】

前述の福岡県による「地震に関する防災アセスメント調査報告書」では行橋市における液状化危険度に関する評価が行われている。その結果を資料編に示すが、可能性としてはより大きい小倉東断層北東部での地震では、液状化発生の危険性は高いという結果が出ている。また、基盤震動一定の場合でも、同様の分布範囲において高い結果となっている。平成18年の前回アセスメント結果と比べ全般に高い結果となっているが、これは、震源断層の設定や液状化予測手法が更新されたことが関係していると考えられる。

そこで、前回のアセスメント以降に実施されたボーリング資料に基づく液状化危険度に関する評価結果を図1.5.7に示すが、液状化危険度の高い範囲については、今回のアセスメント報告書と概ね整合的な結果となっている。また、行橋校区や行橋南、行橋北校区において地震時に液状化が起きる可能性がかなり高いという結果となり、これらの校区においては液状化の発生も想定しておく必要があると考えられる。

*資料 I.5.8 「建物密集率及び木造家屋率区分図」

*資料 I.5.9 「地盤区分図」

*資料 I.5.10 「福岡県の地震防災アセスメントにおける液状化危険度判定結果図」

表 1.5.7 地震被害からみた地盤の判定基準

区分	精密診断における判定基準 (建設省告示第1074号(昭和27年)に準じる)	
	良い	第一種
第二種		洪積層（砂礫層、砂混じり硬質粘土層）
普通	いわゆる第三種	基準的地盤 沖積層（砂層、砂混じり粘土層、砂礫層）
悪い	いわゆる第四種	著しく軟弱 沖積層（30m以上の腐植土、泥土） 埋立地（沼地・沼海、ごみ、泥土、3m以上、30年未満）

(昭和56年改正 新耐震設計法)

また、液状化が起きやすいということは、地盤が軟弱であるということでもあるため、地震動の大きさも他の地区に比べより大きくなり、家屋の倒壊、さらには火災の発生等の危険性がより大きいということも念頭に置いておく必要がある。

(3) 液状化危険区域内の人口指標や建物での評価 【資料編* I.5.11、資料編* I.5.12】

表 1.5.8 に示すように、液状化の危険性のある区域は人口密集地区になっており、8千人近くがこの区域内に居住していることとなる。65歳以上の高齢者人口比率も、行橋北校区では29.9%と市平均値(25.6%)より若干高くなっている。

また、建物密集率も市の平均(5.2棟/ha)より高くなっており、より被害が生じやすい状況下にある。木造家屋率も、行橋北校区では市平均(84%)より5%程度高くなっており、倒壊や火災に関しての注意が必要である。因みに、行橋市においては、液状化危険区域内の消防水利は消火栓が主になっており、防火水槽は少ない状況にある。したがって、地震に伴い断水した場合には消火活動に支障をきたす可能性がある。

(4) 地震動による被害

前述したように、ここでは福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の結果を準用する。

表 1.5.9 に、福岡県の地震防災アセスメントで示されている地震動による被害予測結果を示す。表に示すように小倉東断層による地震を想定した場合、想定震度が「6弱」で、行橋市では人的被害は死者14人、家屋被害は全・半壊670棟以上という結果になっている。ただし、被害想定については市町村単位で予測・集計を行っているため、市の校区や地区単位での被害の想定はなされていない。

*資料 I.5.11 「人口密度及び65歳以上人口区分図」

*資料 I.5.12 「消防水利図」

【第I編 総則】
第5章 災害危険箇所

表 1.5.8 液状化危険区域内の想定被害状況(地表加速度 150gal : 危険度 1)

校区名	面積 (ha)	人口 (人)	液状化危険区域内の状況(危険度1)												
			危険区域面積 (危険度1) (ha)	危険区域内人口 (人)	65歳以上 人口 (人)	避難 所数 (ヶ所)	避難行動 要支援者 施設数 (ヶ所)	学校教育 施設 (ヶ所)	社会教育 施設 (ヶ所)	防災関係 機関 (ヶ所)	上水道 延長 (km)	下水道 延長 (km)	防災行政 無線 施設数 (ヶ所)	建物 棟数 (棟)	
想定被災概況	行橋	352.0	8,305	235.7	4,824	934	8	7	1	6	4	18.0	19.1	4	1,556
	行橋南	205.5	7,138	35.9	1,407	365	4	1	1	4	2	5.0	2.9	2	521
	行橋北	174.5	6,900	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	養島	71.5	896	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	今元	789.2	5,713	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	仲津	1,379.2	9,644	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	泉	736.0	14,078	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	今川	674.9	5,237	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	稗田	916.0	3,984	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	延永	567.7	8,989	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	椿市	1,116.5	1,926	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0
	計	6,983.0	72,810	271.6	6,231	1,299	12	8	2	10	6	23.1	22.1	6	2,077

※避難所は、一次・二次及び緊急避難所を対象として集計した数量である。

※危険区域内の人口及び65歳以上人口は、各校区の住家1戸当たりの平均人口に危険区域内の住家建家数を乗じて求めたものである。

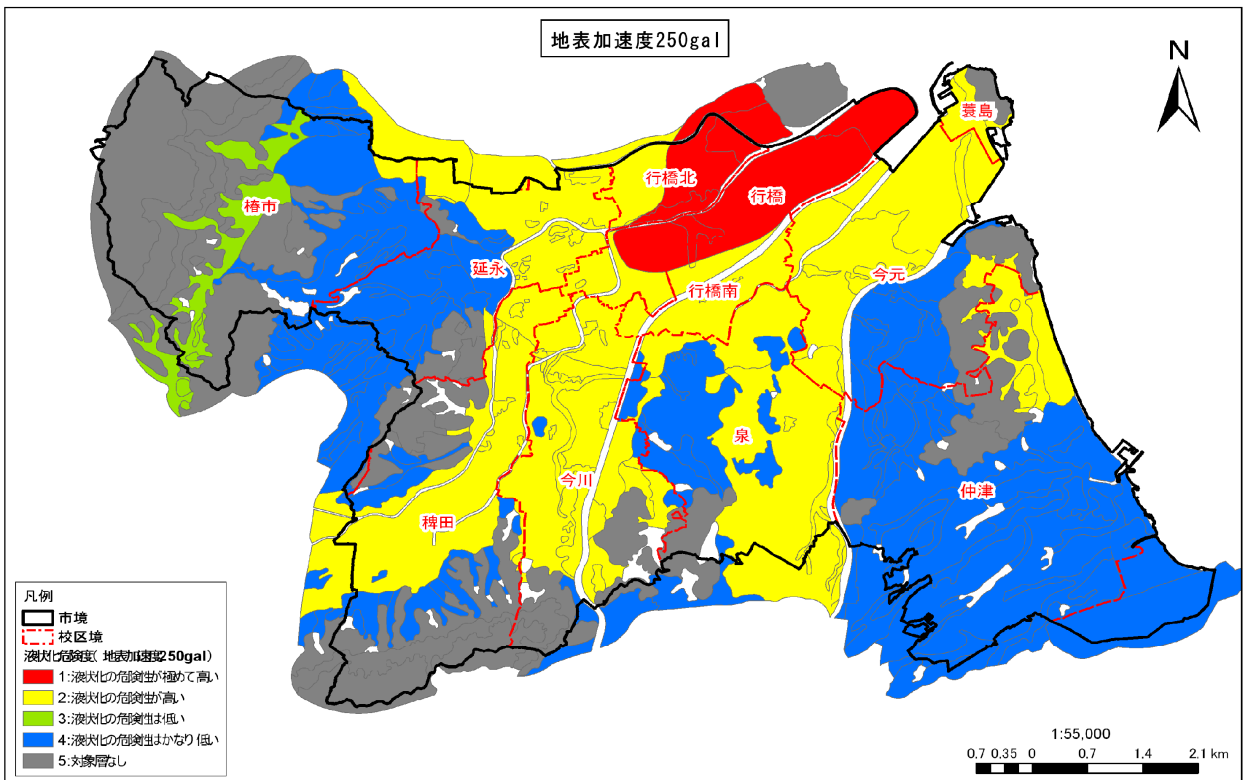
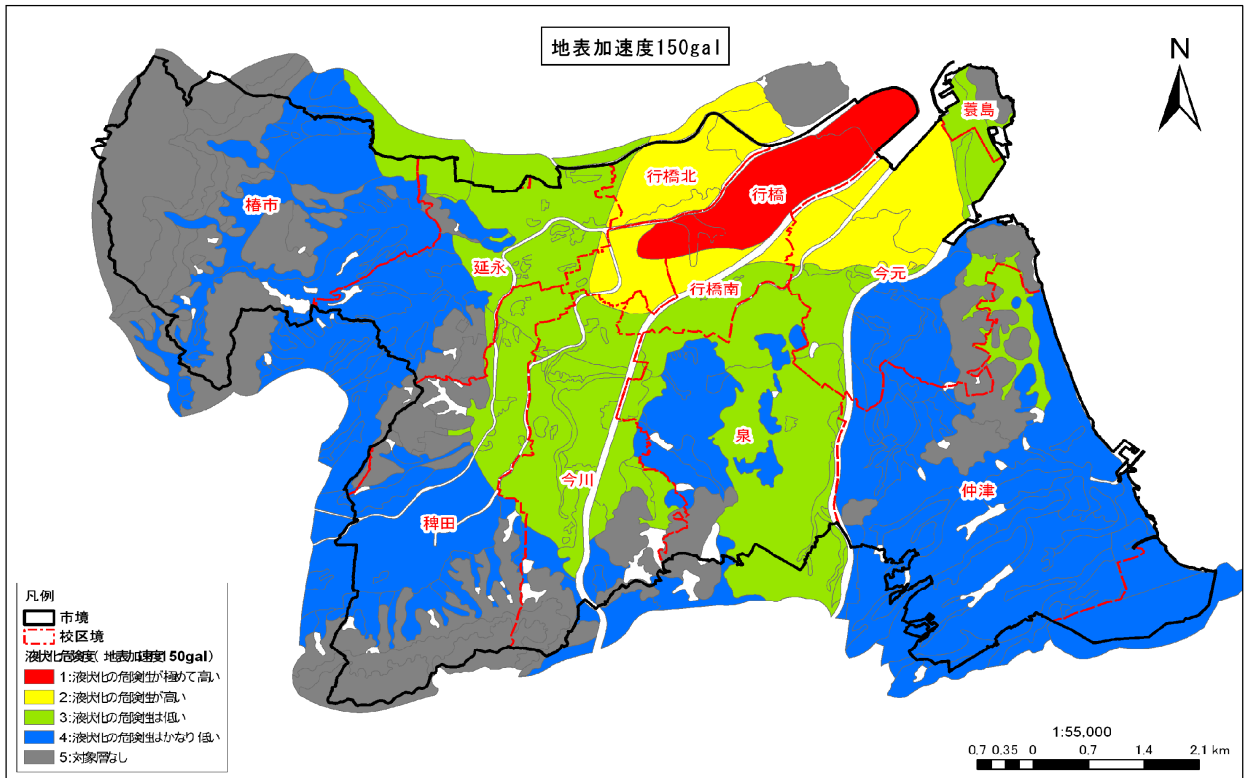


図 1.5.7 行橋市のボーリングデータに基づく液状化危険度判定結果図

表 1.5.9 福岡県地震防災アセスメントによる行橋市の想定被害総括表

(福岡県(H24.3)：地震に関する防災アセスメント報告書)

想定被害		想定震源			
		小倉東断層北東下部		基盤地震動一定	
		被害数	被害率	被害数	被害率
崩壊危険度の高い斜面数(被災棟数)		1ヶ所	—%	2ヶ所	—%
建物被害(木造)	全壊	211棟	0.70%	504棟	1.80%
	半壊	460棟	1.60%	848棟	3.00%
建物被害(非木造)	大破	13棟	0.20%	31棟	0.40%
	中破	32棟	0.40%	54棟	0.70%
建物火災	炎上出火件数	1ヶ所	—%	2ヶ所	—%
	消火件数	1ヶ所	—%	1ヶ所	—%
	焼失棟数	0棟	—%	1棟	—%
人的被害	死者	14人	—%	31人	—%
	負傷者	514人	—%	867人	—%
	要救出者	75人	—%	178人	—%
	要後方医療搬送者	51人	—%	87人	—%
	避難者	439人	—%	1,050人	—%
	食糧供給対象人口	29,888人	—%	35,988人	—%
	給水対象世帯	12,142世帯	—%	14,620世帯	—%
	生活物資供給対象人口	439人	—%	1,050人	—%
ライフライン	上水道	98ヶ所	0.27ヶ所/km	118ヶ所	0.33ヶ所/km
	下水道	0ヶ所	0.00ヶ所/km	0ヶ所	0.00ヶ所/km
	電力(電柱)	2本	0.02%	3本	0.03%
	電話(電話柱)	2本	0.03%	2本	0.03%

(5) 津波による被害想定地区

地震に伴う津波による被害想定については、内閣府による南海トラフの巨大地震の被害想定報道発表資料ならびに、福岡県の「津波に関する防災アセスメント調査報告書(H24.3)」の検討結果を準用する。

南海トラフの巨大地震に関する津波想定結果によると、本市では、地震に伴い到達が予想される津波の最大高さが4m(T.P.基準；満潮位及び地殻変動を考慮した値)、津波の到達時間については、津波高が+1mとなるまでの最短時間が「205分」という結果が得られている。これによると、蓑島・今元・仲津小学校区の沿岸部の一部が浸水し、今元小学校区の一部は比較的広範囲に浸水する想定となっている。

福岡県の調査結果については、図1.5.8に津波高分布図を示すが、本市における沿岸部の水位は、朔望平均満潮位において+1.0m未満、高さ+0.2mの津波の到達時間が約40分という想定結果となっている。

また、図1.5.9は津波高さから求めた最大浸水想定区域図である。これによると行橋・今元・仲津小学校区の沿岸部の一部が浸水する程度となっている。

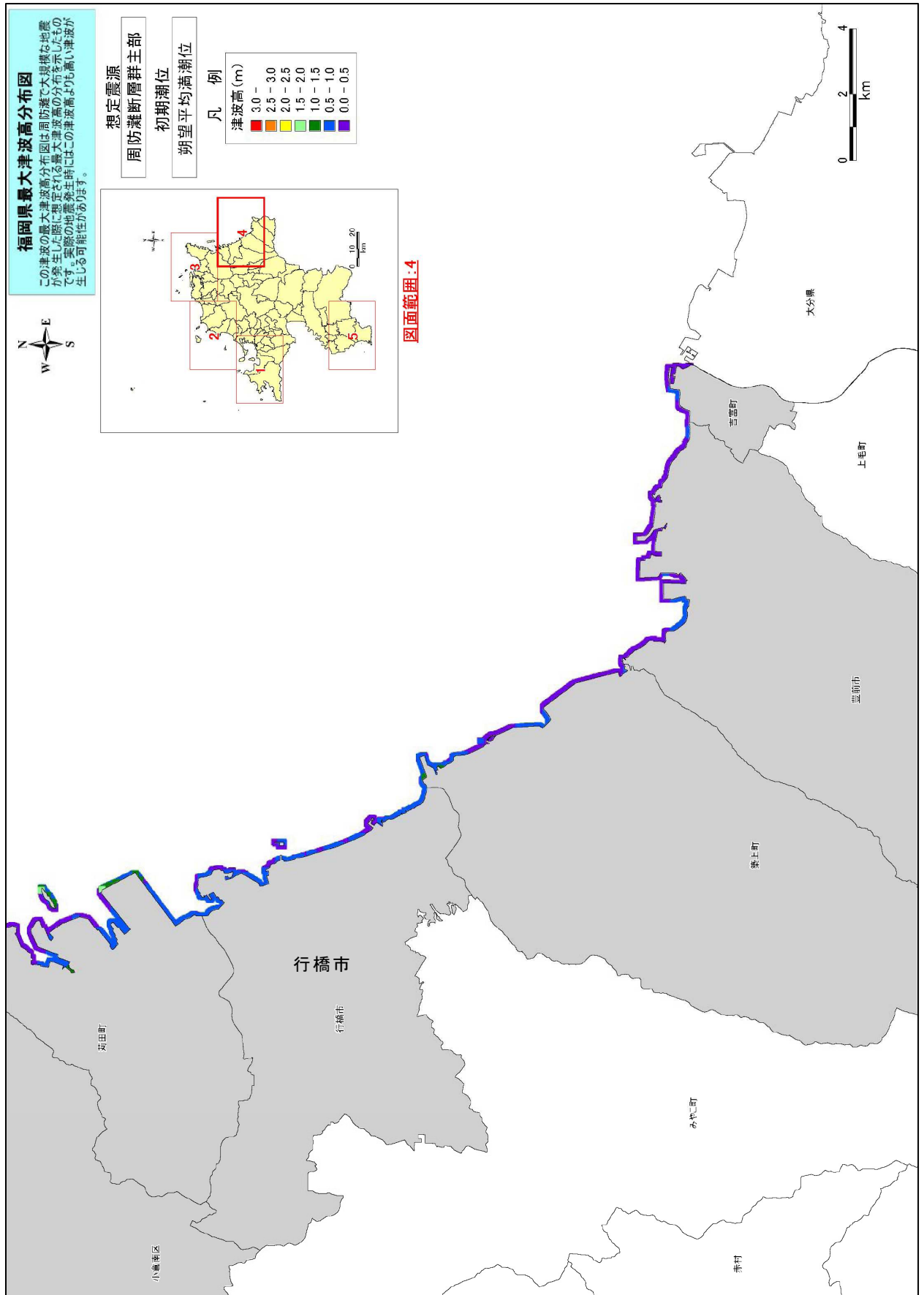


図 1.5.8 行橋市付近の最大津波高分布図

津波に関する防災アセスメント報告書（福岡県，H24.3）

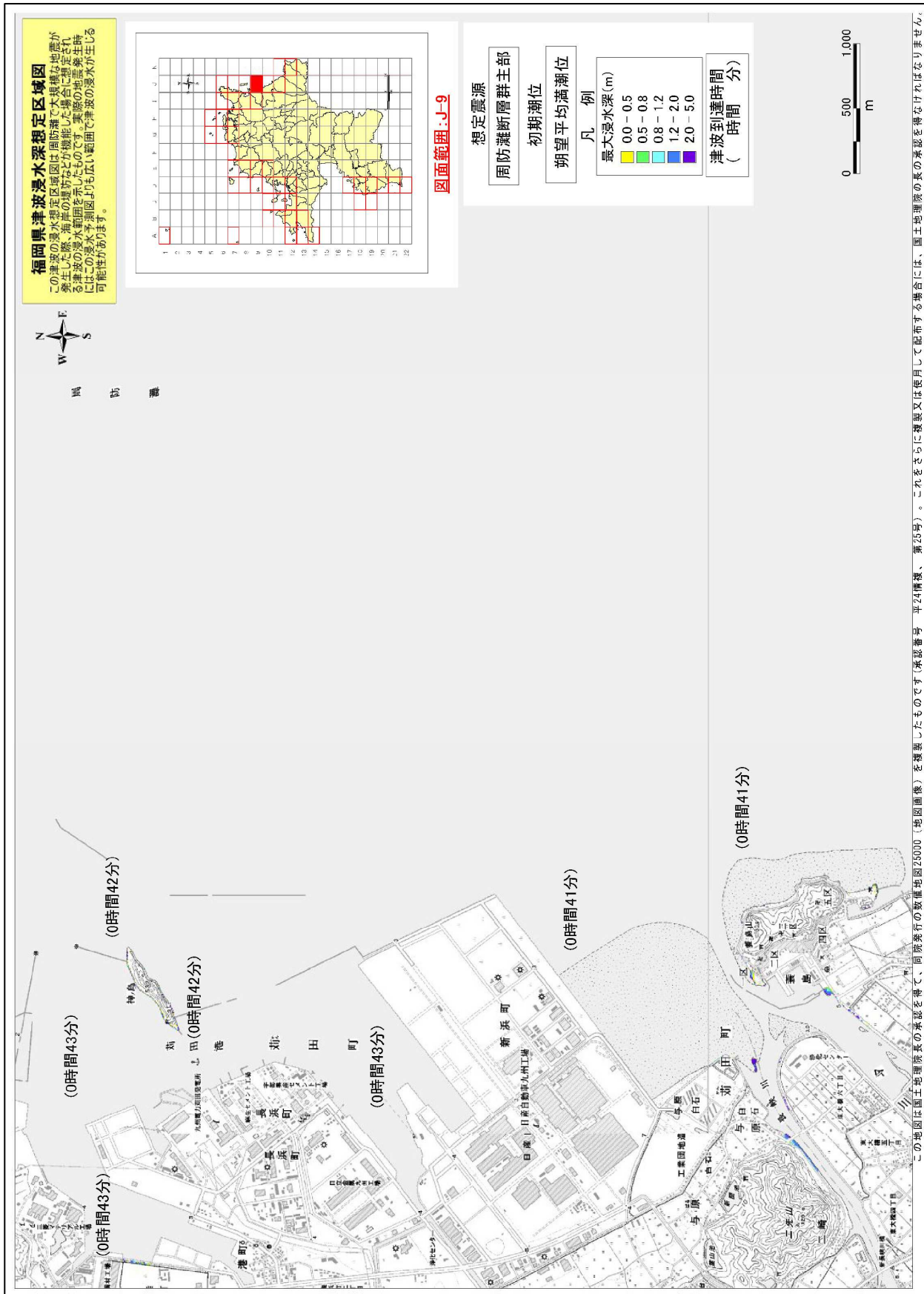


図 1.5.9(1) 行橋市付近における最大浸水深想定区域図

津波に関する防災アセスメント報告書（福岡県，H24.3）

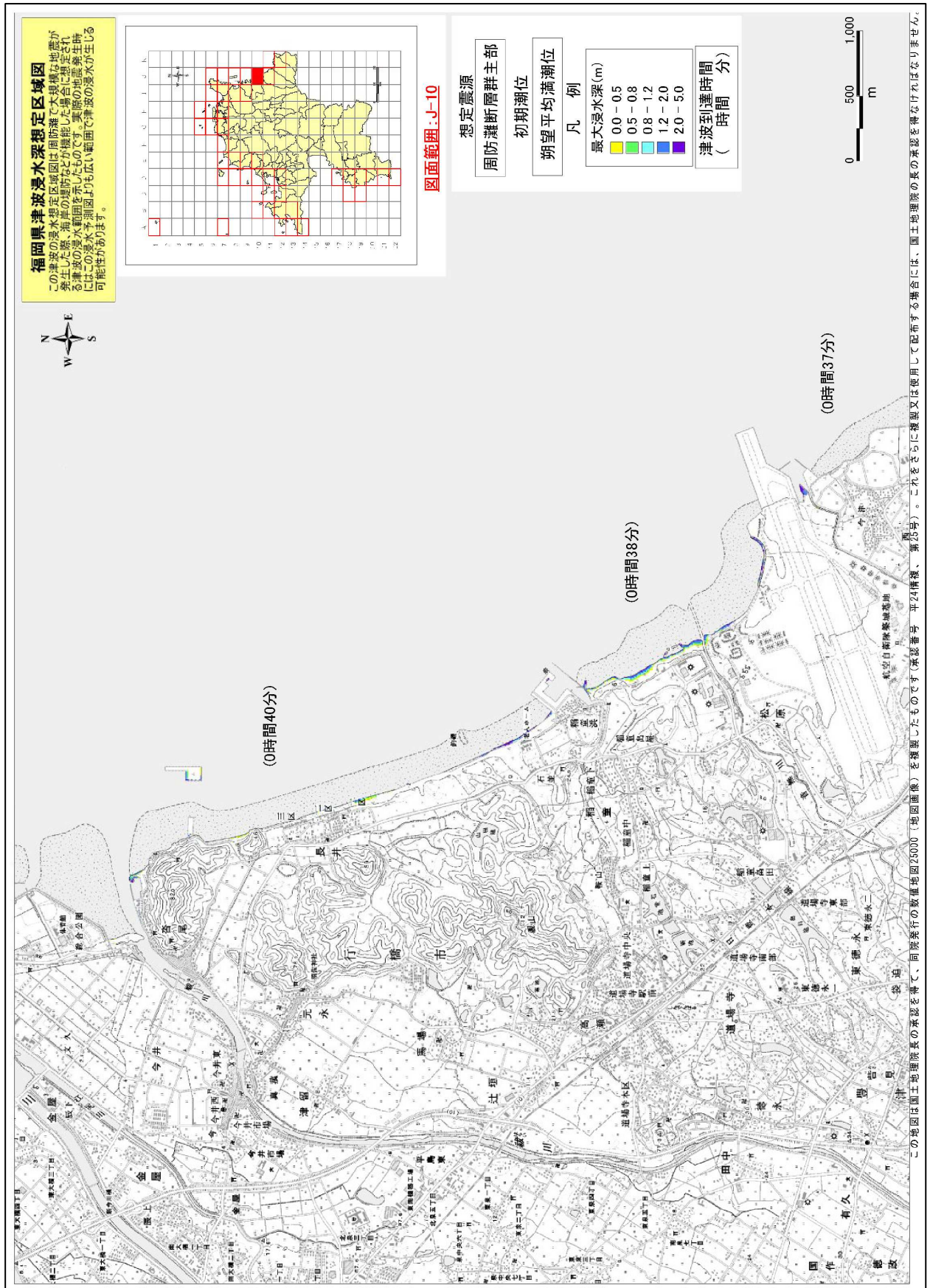


図 1.5.9(2) 行橋市付近における最大浸水深想定区域図

津波に関する防災アセスメント報告書（福岡県，H24.3）

第6章 防災関係機関の業務大綱

第1節 実施責任及び業務の大綱

1. 行橋市

《実施責任》

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

1.1 行橋市

○災害予防

- ・ 防災会議に係る事務に関する事。
- ・ 災害対策本部等の防災対策組織の整備に関する事。
- ・ 防災施設の整備に関する事。
- ・ 防災に係る教育、訓練に関する事。
- ・ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- ・ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事。
- ・ 給水体制の整備に関する事。
- ・ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- ・ 災害危険区域の把握に関する事。
- ・ 各種災害予防事業の推進に関する事。
- ・ 防災知識の普及に関する事。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保に関する事。
- ・ 企業等の防災対策の促進に関する事。
- ・ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事。
- ・ 帰宅困難者対策の推進に関する事。
- ・ 防災行政無線など情報通信の施設整備などに関する事。
- ・ 災害警戒避難体制等の整備に関する事。
- ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事。

○災害応急対策

- ・ 災害対策本部等の防災対策組織の運用に関する事。
- ・ 水防、消防等応急対策に関する事。
- ・ 災害に関する情報の収集・伝達及び被害調査に関する事。
- ・ 避難の準備・勧告・指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- ・ 災害時における文教、保健衛生に関する事。
- ・ 災害広報に関する事。

- ・被災者の救難・救助その他の保護に関すること。
- ・復旧資機材の確保に関すること。
- ・災害対策要員の確保・動員に関すること。
- ・災害時における交通・輸送の確保に関すること。
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること。
- ・災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・市所管施設の被災状況調査に関すること。
- ・自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- ・災害救助法等の運用に関すること。
- ・災害時における相互応援協定、民間事業所との応援協定締結に基づいた応援要請に関すること。
- ・医療救護活動に関すること。
- ・給水・食糧・生活必需品の確保に関すること。

○災害復旧

- ・公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。
- ・市民税等公的徴収金の猶予・減免措置に関すること。
- ・り災証明の発行に関すること。
- ・義援金の受領・保管及び配分に関すること。
- ・災害復興計画に関すること。
- ・災害時に発生した災害廃棄物の処理に関すること。

1.2 行橋市消防本部

○災害予防

- ・消防施設、消防体制に関すること。
- ・救助及び救援施設体制に関すること。
- ・危険物等施設の実態把握と防護の指導監督及び立入検査に関すること。
- ・災害危険箇所や危険区域の把握に関すること。
- ・消防知識の啓発・普及に関すること。
- ・応急手当知識の啓発・普及に関すること。

○災害復旧

- ・火災発生時の消火活動に関すること。
- ・水防活動の協力・援助に関すること。
- ・被災者の救助・救援及び連絡活動に関すること。
- ・被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- ・災害時の避難・誘導に関すること。

2. 福岡県

《実施責任》

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

《処理すべき事務または業務の大綱》

○災害予防

- ・ 防災会議に係る事務に関すること。
- ・ 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・ 防災施設の整備に関すること。
- ・ 防災に係る教育・訓練に関すること。
- ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備・備蓄に関すること。
- ・ 生活必需品や応急食糧等の備蓄に関すること。
- ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導・助言及び立入り検査に関すること。
- ・ 地下街等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。
- ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の安全確保に関すること。
- ・ 緊急消防援助隊調整本部に関すること。
- ・ 企業等の防災対策の促進に関すること。
- ・ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。
- ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること。
- ・ 帰宅困難者対策の推進に関すること。

○災害応急対策

- ・ 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること。
- ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
- ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示・調整に関すること。
- ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること。
- ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- ・ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

- ・ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。
- ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援・調整に関すること。
- ・ 災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・ 県が所管する施設の被災状況調査に関すること。

○災害復旧

- ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- ・ 物価の安定に関すること。
- ・ 義援金品の受領・配分に関すること。
- ・ 災害復旧資材の確保に関すること。
- ・ 災害融資等に関すること。

3. 福岡県警察本部（行橋警察署）

《処理すべき事務または業務の大綱》

○災害予防

- ・ 災害警備計画に関すること。
- ・ 警察通信確保に関すること。
- ・ 関係機関との連絡協調に関すること。
- ・ 災害装備資機材の整備に関すること。
- ・ 危険物等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。
- ・ 地下街等の保安確保に必要な指導・助言に関すること。
- ・ 防災知識の普及に関すること。

○災害応急対策

- ・ 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・ 被害実態の把握に関すること。
- ・ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。
- ・ 行方不明者の調査に関すること。
- ・ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示・誘導に関すること。
- ・ 不法事案等の予防及び取締りに関すること。
- ・ 被災地や避難所、重要施設等の警戒に関すること。
- ・ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。
- ・ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。
- ・ 広報活動に関すること。
- ・ 死体の見分・検視に関すること。

4. 指定地方行政機関

《実施責任》

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を取る。

《処理すべき事務または業務の大綱》

4.1 九州管区警察局

○災害応急対策

- ・ 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
- ・ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
- ・ 他の管区警察局との連携に関する事
- ・ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
- ・ 警察通信の運用に関する事
- ・ 津波警報・注意報の伝達に関する事

4.2 福岡財務支局

○災害応急対策

- ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関する事
- ・ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事

○災害復旧

- ・ 地方公共団体に対する災害融資に関する事
- ・ 災害復旧事業の査定立会い等に関する事

4.3 九州厚生局

- ・ 災害状況の情報収集や通報に関する事
- ・ 関係職員の現地派遣に関する事
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事

4.4 九州農政局

○災害予防

- ・ 米穀の備蓄に関する事
- ・ 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
- ・ 農地保全施設の管理体制の強化・指導に関する事

○災害応急対策

- ・ 応急用食糧の調達・供給に関する事
- ・ 農業関係被害の調査・報告に関する事
- ・ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
- ・ 種子及び飼料の調達・供給に関する事

○災害復旧

- ・ 被害農業者等に対する融資等に関する事
- ・ 農地や施設の復旧対策の指導に関する事
- ・ 農地や施設の復旧事業費の査定に関する事
- ・ 土地改良機械の緊急貸付に関する事
- ・ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事
- ・ 技術者の応援派遣等に関する事

4.5 九州農政局北九州地域センター

○災害応急対策

- ・災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること。

4.6 九州森林管理局（福岡森林管理署）

○災害予防

- ・国有保安林・治山施設の整備に関すること。
- ・林野火災予防体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・林野火災対策の実施に関すること。
- ・災害対策用材の供給に関すること。

○災害復旧

- ・復旧対策用材の供給に関すること。

4.7 九州経済産業局

○災害予防

- ・各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること。

○災害応急対策

- ・災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること。
- ・り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- ・電気、ガス、石油製品等の円滑な供給確保に関すること。

○災害復旧

- ・生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること。
- ・被災中小企業の復旧資金の確保・あっせんに関すること。

4.8 九州産業保安監督部

○災害予防

- ・鉱山の保安に関する監督指導に関すること。
- ・火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること。

○災害応急対策

- ・鉱山における応急対策の監督指導に関すること。
- ・災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること。

4.9 九州運輸局（福岡運輸支局）

○災害予防

- ・交通施設及び設備の整備に関すること。
- ・宿泊施設等の防災設備に関すること。

○災害応急対策

- ・所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
- ・災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること。
- ・災害時における輸送機関等の広報・宣伝指導に関すること。
- ・災害時における輸送分担、連絡輸送等の調節に関すること。
- ・緊急輸送命令に関すること

4.10 大阪航空局（北九州空港事務所）

○災害予防

- ・指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること。
- ・航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における航空機輸送の安全確保に関すること。
- ・遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること。

4.11 第七管区海上保安本部（門司海上保安部、苅田海上保安署）

○災害予防

- ・海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること。
- ・流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること。

○災害応急対策

- ・避難の援助及び勸告並びに警報等の伝達に関すること。
- ・海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること。
- ・人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること。
- ・海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること。
- ・海上の流出油に対する防除措置に関すること。

4.12 福岡管区気象台

○災害予防

- ・台風や大雨、高潮、高波、地震・津波等に関する観測施設を整備すること。
- ・防災気象知識の普及に努めること。
- ・気象、地象（地震にあっては、緊急地震速報）、水象（地震にあっては津波）等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること。

○災害応急対策

- ・気象予警報、土砂災害警報、緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報等を発表伝達すること。
- ・二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報を発表・伝達すること。
- ・災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料を提供すること。

4.13 九州総合通信局

○災害予防

- ・非常通信体制の整備に関すること。
- ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ・災害時における通信機器の貸し出しに関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における電気通信の確保に関すること。
- ・非常通信の統制・管理に関すること。
- ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

4.14 福岡労働局（行橋労働基準監督署）

○災害予防

- ・事業場における災害防止のための指導監督に関すること。
- ・労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全意識の普及高揚に関すること。

○災害応急対策

- ・労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること。
- ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっせん等に関すること。

4.15 九州地方整備局（北九州国道事務所、苅田港湾事務所）

国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、「行橋市における大規模な災害時の応援に関する協定」に基づく適切な緊急対応を実施する。

○災害予防

- ・気象観測通報についての協力に関すること。
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関すること。
- ・災害危険区域の選定または指導に関すること。
- ・防災資機材の備蓄・整備に関すること。
- ・雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること。
- ・水防警報等の発表及び伝達に関すること。
- ・港湾施設の整備と防災管理に関すること。

○災害応急対策

- ・洪水予警報の発表及び伝達に関すること。
- ・水防活動の指導に関すること。
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。
- ・災害広報に関すること。
- ・港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること。
- ・緊急物資及び人員輸送活動に関すること。
- ・海上の流出油に対する防除措置に関すること。
- ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること。
- ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること。

○災害復旧

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。
- ・港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること。

5. 自衛隊（陸上自衛隊第四師団・小倉駐屯地）

○災害予防

- ・災害派遣計画の作成に関すること。
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。

○災害応急対策

- ・災害派遣による県、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援・協力に関すること。

6. 指定公共機関

《実施責任》

指定公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

6.1 九州旅客鉄道株式会社（行橋駅）

○災害予防

- ・鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送体制の整備に関すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資や避難者等の緊急輸送に関すること。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

○災害復旧

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

6.2 西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

○災害予防

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ・応急復旧用通信施設の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・津波警報や気象警報の伝達に関すること。
- ・災害時における重要通信に関すること。
- ・災害関係電報、電話料金の減免に関すること。

6.3 日本銀行（北九州支店）

○災害予防・災害応急対策

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。

6.4 日本赤十字社（福岡県支部）

○災害予防

- ・災害医療体制の整備に関すること。
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること。
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

6.5 日本放送協会（福岡放送局）

○災害予防

- ・防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における放送の確保対策に関すること。

○災害応急対策

- ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること。
- ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。

○災害復旧

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

6.6 西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）

○災害予防

- ・管理道路の整備と防災管理に関すること。

○災害応急対策

- ・管理道路の疎通の確保に関すること。

○災害復旧

- ・被災道路の復旧事業の推進に関すること。

6.7 日本通運株式会社（福岡支店）

○災害予防

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における救助物資等の緊急輸送の協力に関すること。

○災害復旧

- ・復旧資材等の輸送協力に関すること。

6.8 九州電力株式会社（行橋営業所）

○災害予防

- ・電力施設の整備と防災管理に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時における電力の供給確保に関すること。

○災害復旧

- ・被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

6.9 日本郵便株式会社（行橋郵便局）

○災害応急対策

- ・災害時における郵便事業運営の確保に関すること。
- ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策及びその窓口業務の確保に関すること。

7. 指定地方公共機関

《実施責任》

指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

7.1 西日本鉄道株式会社、平成筑豊鉄道株式会社

○災害予防

- ・ 鉄道施設の防火管理に関すること。
- ・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。
- ・ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・ 災害時における鉄道車両等による援護物資や避難者等の緊急輸送に関すること。
- ・ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

○災害復旧

- ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

7.2 福岡県水難救済会

○災害応急対策

- ・ 水難等による人命及び船舶の救助に関すること。

7.3 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、熊本日日新聞社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社

○災害予防

- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 災害時における報道の確保対策に関すること。

○災害応急対策

- ・ 気象・地象予警報等の報道周知に関すること。
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・ 災害時における広報に関すること。

○災害復旧

- ・ 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。

7.4 RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送、株式会社クロスエフエム、ラブエフエム国際放送株式会社、東九州コミュニティー放送株式会社

○災害予防

- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 災害時における放送の確保対策に関すること。

○災害応急対策

- ・ 気象・地象予警報等の放送周知に関すること。
- ・ 避難所等への受信機の貸与に関すること。

- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。

○災害復旧

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

7.5 福岡県医師会（京都医師会）、福岡県看護協会

○災害予防・災害応急対策

- ・災害時における医療救護の活動に関すること。
- ・負傷者に対する医療活動に関すること。

7.6 福岡県歯科医師会（京都歯科医師会）

○災害予防

- ・歯科医療救護活動体制の整備に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時の歯科医療救護活動に関すること。

7.7 福岡県薬剤師会

○災害予防・災害応急対策

- ・災害時における医薬品の供給活動に関すること。
- ・災害時の医療救護活動の支援に関すること。

7.8 福岡県トラック協会（行橋分会）

○災害予防

- ・緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること

○災害応急対策

- ・緊急・救援物資の輸送協力に関すること。

7.9 福岡県LPガス協会

○災害予防

- ・LPガス施設の整備と防災管理に関すること。
- ・LPガス供給設備の耐震化の確保に関すること。

○災害応急対策

- ・災害時におけるLPガスの供給確保に関すること。

○災害復旧

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7.10 福岡県社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関すること。
- ・避難行動要支援者への救助及び生活支援活動の協力に関すること。

8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

《実施責任》

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災

害時には災害応急措置を実施する。

《処理すべき事務または業務の大綱》

8.1 農業協同組合

- ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・被災農業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。
- ・被災農業者に対する生産資材の確保あっせんに関すること。

8.2 漁業協同組合

- ・水産関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・被災水産業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。
- ・被災水産業者に対する生産資材の確保あっせんに関すること。

8.3 行橋商工会議所

- ・災害知識の普及・啓発に関すること。
- ・商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっせん等に関すること。
- ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力・あっせんに関すること。
- ・災害時における物価安定についての協力に関すること。
- ・災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力に関すること。

8.4 京都森林組合

- ・共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること。
- ・農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること。
- ・被災農林業者に対する融資及びそのあっせんに関すること。
- ・被災農林業者に対する生産資材の確保あっせんに関すること。

8.5 行橋市管工事協同組合・行橋市上・下水道工事業協力会(水工会)

- ・水道管施設の復旧についての協力に関すること。
- ・管工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力に関すること。

8.6 高圧ガス、危険物関係施設の管理者

- ・災害時における危険物等の保安処置及び燃料の供給に関すること。
- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

8.7 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・老人クラブ連合会・婦人会の団体、行政区等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの

- ・市の行う防災活動に対して公共的業務に応じた協力に関すること。

8.8 病院等医療施設の管理者

- ・避難施設の整備と避難訓練並びに被災時における収容者保護に関すること。
- ・災害時における負傷者等の医療・助産救助に関すること。

8.9 学校法人等

- ・避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。
- ・被災時における教育対策に関すること。

8.10 行橋市社会福祉協議会

- ・ボランティア活動の支援に関すること。
- ・避難行動要支援者への救助及び生活支援活動への協力に関すること。

第 2 節 住民及び企業等の基本的責務

災害対策基本法第 7 条第 3 項には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。したがって、市民は、「自らの身の安全は自らが守る（自助）」との観点に立って、防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等、日頃から自主的に災害に備えるものとする。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、避難についての協力、応急措置への協力等の地域支援活動（共助）に努め、行政機関が行う防災活動（公助）と連携・協力するものとする。

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を平常時から認識し、防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとする。

第7章 災害に関する調査研究の推進

1. 防災関係機関の調査研究

市並びに防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因の研究、被害想定及び社会環境の変化に対応した防災体制等について調整研究を継続的に実施または推進し、その成果を積極的に災害防災対策に取り込み、その充実を図る。

2. 大学・学会・防災研究機関等との連携

災害対策の推進に当たっては、災害及び防災に関する調査研究を行う大学等の防災研究機関との緊密な連携が重要であり、特に東日本大震災のような大規模災害による被害の甚大性等に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

市は、構造の耐震補強などに関する土木工学、建築学など工学的応用学的分野での調査研究、災害時の人間行動や情報伝達など社会学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、災害による被害の軽減を図るための災害及び防災に関する調査研究において大学等の防災研究機関との連携を図るとともに、その体制の構築に努める。